

書評

1982. 12 No. 63



書評編集委員会

特集・なぜ今、憲法改「正」・刑法改「正」なのか

〈書評〉

憲法改正問題を考える

堀 堅士 8

——佐藤 功著『憲法問題を考える—視点と論点』

監獄法改正を考える

大山 弘 14

——前野育二著『日本の監獄と人権』

反動立法の方向性を見究めよう

森井 晴 19

——永野周志著『刑法と支配の構造』

〈教育を考える・シリーズⅠ〉 教科書問題とは何だったのか

教科書問題について 竹内 良知

〈連載〉

日本中國ことばの来往 その12 芝田 稔 38

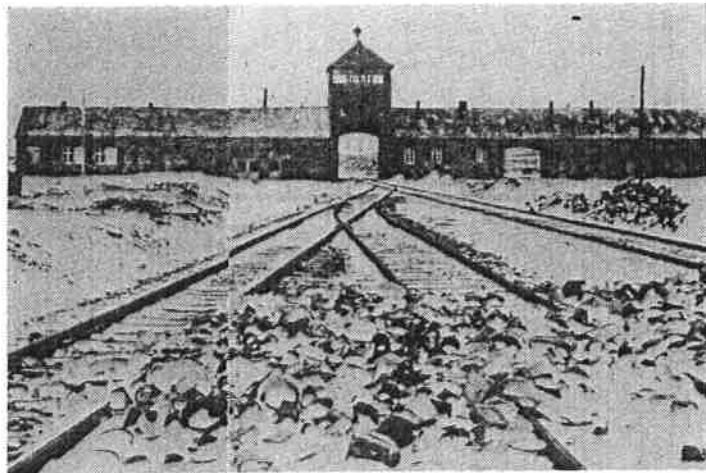
北京で生活して(最終回) 鳥井 克之 43

—研究余滴— ボードレール 5 山村 嘉己 51
——ボードレールと音楽

羅針盤 2 / 書評 59 / おしらせ 60

編集後記 61

カット・有斐閣刊「ファシズム」、河出書房新社刊「子供たちの反乱」他
題字・網干善教 文学部教授



刑法改「正」問題が正式に諮問に付されてから、かなりの期間を費しているが、発表される中味を見るかぎりは、改「正」ではなく、むしろ改「悪」といった方が妥当と思わざるを得ないものになっている。だからといって、現行の刑法が「良い」という訳では決してない。そうではなく、そもそも何が故に現行刑法を改「正」すべきなのか、といった当初の原点に立ちかえつて、そこから現代社会にとって、どういう刑法が本当に必要なのかを国民社会の立場から考えるべきだということである。

特に戦前戦中の人権を無視したデタラメな法の運用により苦痛の歴史を経験しているだけに、時の一部の権力者が恣意的に運用できえないような成文化は、最低限の改「正」の中味でなくではないはずである。

司法の在野の番兵たる日弁連も、原則的にこのことを考えてか、改「正」刑法での「保安処分」の新設に関して反対はしている。しかし、その反対の論理は厳密な運用規定を設けていないから危険であり、反対であるということにはすぎない。いわば技術論的反対である。

ところが「保安処分」条項はそのようなものではないはずである。問題なのは、何故に敢えて「保安処分」条項が必要なのか、ということである。素朴に考えてこの条項を新設してきた論理背景には、「精神障害」者」「犯

罪」者という公式が前提とされており、その延長に「犯罪」者は社会的に差別されて当たり前である、という三段論法的な論理が一貫しているとしか思えない。

そうであるからこそ「精神障害と犯罪」がごく自然に結合され、「精神障害」者の法による強制管理は至極当然であるという論理が導き出されていると言える。言うまでもなく、この論理は「精神障害」者と「犯罪」者に対する差別に貫かれているが、だからこそ余計に時の権力者が敢えてこのような「保安処分」を新設する必要があるのかと、その政治的意図を疑わざるを得ない。

つい最近、福岡刑務所内で銃が製造され、それが外に持ち出されて暴力団の抗争事件に使用された問題とか、富山刑務所内での医療行為に無資格の人間があたつているという内部告発問題がマスコミで騒がれた。おそらく多くの国民はたまたま問題を発生させた刑務所の管理がよくないと考えたであろう。しかし、この問題は本当に管理一般という単純な問題であろうか。決つして、そうではない。何故なら、現在の刑務所の在り方からすればマスコミ等で報道された問題は日常に発生して当たり前であるからである。

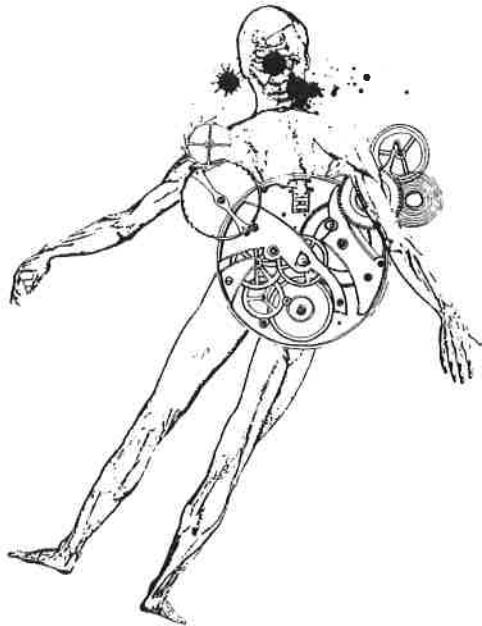
日本の現在の刑務所は、たてまえとしては社会的に再教育する教育刑の場としての矯正施設になつてゐるが、



実態は「犯罪」＝罪、従つて仏教でいう「バチ」を与える場所となつており、「バチ」を受けに来た人間の管理は、人間として扱わなくともよいという考えが根底にあって成り立つている。事実として、服役者の食事代は3年前で一日二百七十五円である。つまり、一食当たり八十七円であり百円に満たない。これで健康を維持する栄養が摂れるというのだろうか？ そればかりではなく、今日の日本刑務所は文字通りの強制労働の収容所になつてゐる。

通常、服役者は一日八時間の強制労働に服さなければならぬ。もちろん報賞金という給料はもらえるが、その金額は階級によつて異つてゐる。つまり、累進処遇制度という分断管理の道具があり、四等級～一等級までの四階級制度により給料の金額が異つていて、四等級は月額七百円位であり、一等級で五千円位である。つまり、図式的に言うと、人間として食えないような食事を与えて、一ヶ月僅か七百円で大人をこき使う所が刑務所であり、管理の実態であるということである。しかも、累進処遇という階級制度により、服役者に服役者を管理させているのが日本の刑務所の実態である。「保安処分」による革命家に対しては転向声明を書かなければ仮釈放しないということで実質的に先行している。マスコミで騒がれる問題が発生するのは当たり前ではないだろうか。（F）

特集 ● なぜ今、憲法改「正」、 刑法改「正」なのか



特集を組むにあたつて

今年八月二十一日までの国会に刑法改「正」案提出を断念せざるを得なくなつた政府——法務省は、警察庁と合議の上、留置施設法・刑事施設法の国会上程を強行した。

今号では、刑法改「正」・憲法改「正」の内容と、法の改「正」を行なおうとしている権力の意図がどこにあるのかを明らかにすることで、読者の方々に、再び法改「正」を自分の問題として考えていただく契機となれば、と思っている。

1

先にあげた留置施設法案・刑事施設法案、そして、今や刑法改「正」の目玉となつてゐる保安処分（治療処分）とは何なのか。

狹山事件、松川事件等に代表される日

本の冤罪事件は、外国のそれとはきわだつて違う特色を持つている。誤まつて有罪者とされた原因のほとんどすべてが、被疑者自身の偽りの自白にあるという点だ。そして、その舞台となつてゐるのが代用監獄＝警察の留置場だという点である。

これが「代用監獄は冤罪の温床」といわれるゆえんである。なぜ警察の留置場を「代用監獄」というのか。刑事訴訟法のタテマエでは、留置場（刑事訴訟法の規定により逮捕または勾留状の執行を受けた者を留置しておく所）における

のは三日間だが、実際は「勾留質問」のあと拘置所へは送られず、また警察へ連れ戻されて「本格的な取り調べ」が始まることで、最近十ヶ月も警察に留め置かれた人がいる。警察が見込んだところの犯罪を「自白」して、起訴され

るまでである。以上のように、現在、先取り的に行なわれてゐるこういつた事実を法律化してしまおうとする（＝代用監獄を恒久化する）留置施設法案は、単に警察の留置場という「入れ物」の使用を認めただけではない。そこで数々の冤罪を生んできた取り調べのやり方を何ひとつ改めず、逆に一層生みやすい方向へと改「正」することも含まれる。刑事施設法にせよ、スペースの都合上ここでは詳しいことは述べないが、監獄（受刑者や刑事訴訟法の規定により勾留されている者、及び死刑確定者を収容する所）法から名称が変わつただけで、前々から改めなければならないとされていた点は改められておらず、改「正」点しか宣伝されていないが、逆に①強制医療・強制栄養、②第二者に対する実力規制・武器使用の認可、③規律秩序の偏重、等の改悪点を盛りこんでいる。

そして、刑法改「正」の目玉となつてゐる保安処分に関して言えば、「一般に刑

法にいう保安処分とは、犯罪その他これに準じて考えられる反社会的行為への危険性が予想される場合、これに対し、社会の安全を保持する目的、または危険性のある者を改善する目的をもつてなされる国家的处置を指称する」と改正刑法草案理由書に明らかなように、すでに行なわれた犯罪に対する刑罰とは根本的に異なり、「反社会的行為への危険性」があると「予想」された人間に對し、「社会防衛」、「治安維持」の立場から、将来にわたつて「拘禁または矯正」を行なおうとする国家権力による強制处置である。そしていま、支配者は、バス放火事件や通り魔事件の報道に表われているように、マスク等を動員し「精神障害」者を、あたかも社会の安全・秩序を脅やかす最も危険な「犯罪予備軍」として描きだし、社会から排除しなければならないと強調している。

では、以上述べてきたような刑法改「正」にはどのような意図があると考えられるだろうか。

法にいう保安処分とは、犯罪その他これに準じて考えられる反社会的行為への危険性が予想される場合、これに対し、社会の安全を保持する目的、または危険性のある者を改善する目的をもつてなされる国家的处置を指称する」と改正刑法草案理由書に明らかなように、すでに行なわれた犯罪に対する刑罰とは根本的に異なり、「反社会的行為への危険性」があると「予想」された人間に對し、「社会防衛」、「治安維持」の立場から、将来にわたつて「拘禁または矯正」を行なおうとする国家権力による強制处置である。そしていま、支配者は、バス放火事件や通り魔事件の報道に表われているように、マスク等を動員し「精神障害」者を、あたかも社会の安全・秩序を脅やかす最も危険な「犯罪予備軍」として描きだし、社会から排除しなければならないと強調している。

八〇年代は、ここでは詳しく述べないが全世界的規模で、いついかなる所から今日の支配体制に亀裂がはいるかもしれないという危機をはらんでいる時代である。

憲法改「正」の意図も基本的には、刑法の場合と変わらないだろう。すなわち

支配者達は、種々な方法と手段をもつて現体制を維持しよう——今日の資本主義の経済的・政治的矛盾のいっさいを甘受し、天皇を頂点とした日本国家の忠実な臣民として統合しようと努めている。刑法改「正」や後から述べる憲法改「正」もこの意図と切り離して考えることはできない。留置施設法案・刑事施設法案は、その非人道的な強制収容・拘禁施設に近代化のペールをまとわせながら、その実、より一層強制力を強めさせその機能を拡張せしめよう、とするものであり、保安処分に関しては、「国民統合」の実現のために、その表裏の関係として、必ず差別と除外すべき対象が必要となる。かつて、

憲法改「正」の場合は、自民党が圧勝したことは車の両輪の関係にある改憲論と防衛論議を台頭させた。なぜなら、軍事大國化——核武装、海外派兵、徴兵制——と現行憲法を両立させることは無理であり、軍事大國化＝有事体制は、現行憲法の破壊無しには、不可能だからである。

私達は、有事体制への具体的な展開が憲法改「正」への契機となることをとらえておかねばならないだろう。

「ドイツ民族の健全なる共同体秩序」とヒトラーが唱えあげた対極に、この共同体に適応しない異民族の大量虐殺があつ

たことは、そのことを実証している。

2

特集・なぜ今、憲法改「正」・刑法改「正」なのか

憲法改正問題を考える

——佐藤功『憲法問題を考える——視点と論点』

堀
堅
士

はじめに

本書は上智大学の佐藤功教授が雑誌『法学セミナー』に一九七九年一月号以来連載した「憲法問題の視点と論点」と題する講座の既載分のうちから十六篇を選んで再編集されたものである。本書の『はしがき』の中で次のように述べて、著者はその立場を明らかにしている。『元号法・靖国神社法の制定や防衛力増強を主張し推進してきた勢力が、同時に改憲を主張し推進しているのである。その意味で本書は「憲法問題を考える」と題してはいるが、それは「改憲問題を考える」と題してもよいといえよう。』

I 天皇制と元号（元号問題と憲法・元号法の成立）

II 靖国問題と憲法（内閣総理大臣の靖国神社参拝・二つの合祀事件と信教の自由）

III 国民主権と選挙（議員定数不均衡に関する二つの判断・參議院地方区の議員定数不均衡・中野区教育委員会公選条例・国民投票制度と憲法・「選挙浄化特別措置法」三木私案）

IV 自衛隊と憲法（議院の特別委員会・国会によるシヴィリアンコントロール・徴兵制度と憲法）

V 八〇年代の改憲問題（國務大臣の憲法尊重擁護義務・最近の改憲論議の諸様相・改憲論議の背景と特色）

・改憲問題の今後の展望)

本書は以上の五部門から構成されているが、原稿枚数の制限があるので、本稿では I・IV・V についてのみ論評することとした。

天皇制と元号

そもそも「元号」などというものが日本独特のものではなく、漢民族の文化の模倣にすぎないことは、著者が次のように述べている通りである。「それは中國（漢代）の制度にならつたものである。しかし現在の『一世一元』の制度、すなわち天皇一代の間は元号を変えない」という制度が法制化されたのは「明治」にはじまる。それまで一世の間でも天災などの凶事や何らかの瑞祥（めでたいことのきざしとなるし）があると、元号を新たにすることが多かつた。（本書 四頁）

このように、日本の歴史の中ではごく短い明治以来わずか「百年」間の伝統にすぎないこの一世一元の元号制度を何故、法制化しようとしたのか——そこには、著者のいうように「明治天皇制」への反動的な逆行を狙う人びと、「昭和憲法」（日本国憲法）を「明治憲法」（大日本帝国憲法）の方向へ復帰させようとする「改憲勢力」が存在していることは確かであり、そのことは警戒すべきである。——しかも、彼らは「明治憲法」が

日本独特のものではなく、その草案はドイツの憲法学者（ルマン・ロエスラー）によって「ドイツ語」で書かれていたこと、「明治天皇制」が「ドイツ帝国皇帝（カイザー）制度」の模倣にすぎないことを知らない点で喜劇的でさえある。

しかし、それでは現行憲法をあくまでも護持しようという「護憲勢力」の側には問題がないのであろうか。成立した「元号法」にも、「元号は、皇位の繼承がいつた場合に限り改める」とあるように、「元号」問題以前に「皇位の繼承」そのものが論じられねばならないはずである。しかし、その点については、本書では「しかるに日本国憲法により天皇統治の体制は消滅した」（一〇頁）とか、「日本国憲法が——天皇制を廃止はしなかつたけれども——天皇を特に『象徴』と位置づけたのは、まさに『天皇主権』・『天皇統治』の否定を意味するものであった」（一二頁）とかいう程度にしかふれられていない。

「第一条、天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本國民の総意に基づく。」

「天皇」の地位が主権者である国民の総意に基づくのだとしたら、次期天皇を誰にするのかは国民投票ででも

決定するというのであろうか。

「第一条、皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。」
外国のほとんどの憲法学者がそれを正当にも指摘しているように、日本国は「世襲」の立憲君主主義国家なのだから、次期天皇は国民の意思にかかりなく、現在の皇太子がそれを繼承することになるのであろうか。

このような「第一条」と「第二条」間の矛盾を、「天皇の地位」と「皇位」とは別のものであるなどという修辞上の詭弁を用いてごまかした上で、「護憲勢力」は、「君臨すれども統治せず」というイギリス帝国皇帝（キング）制度の模倣にすぎないこの「昭和天皇制」を永久に保守しようとしているのであろうか。それとも、「革命」実現のその日までは、日本国民を盲目にしておくために、一時的に、戦術的に、「憲法改悪反対」と叫んでいるだけなのであろうか。

「自由民主党の憲法改正には反対する」と叫んでみたところでその自民党「主流派」の鈴木首相もまた「憲法改正には反対する」と言明しているのである。

自衛隊と憲法

著者は、ここで国会内に「安全保障特別委員会」が設置されたことの背景を説明し、国会による自衛隊へのシ

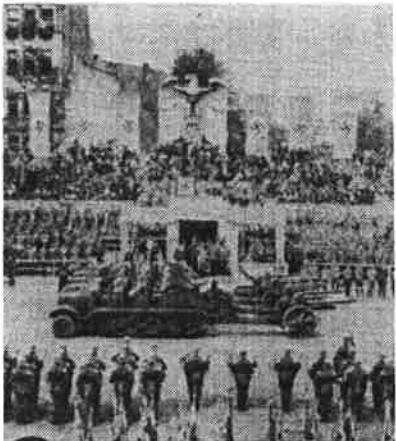
ヴィリアン・コントロールの必要を強調している。「明治憲法」下での「統帥権独立論」と、その結果としての「敗戦」を思う時に、それは確かに強調さるべきことである。

しかし、ここでもまた、それ以前に「自衛隊」そのものの合憲違憲が論ぜられねばならない。著者は、竹田統幕議長の発言に関連して鈴木内閣が提出した答弁書の内の「徴兵制度は憲法第一三條、第一八條などの規定の趣旨からみて許容されるべきものではない」という部分を高く評価した上で、「なお、一二一条一項の『職業選択の自由』の規定も関係があるといえよう」（二二三頁）「しかし、この答弁書の最大の問題は憲法九条を挙げていないことである」（二二四頁）と述べている。

著者は、第九条第二項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という規定を根拠にして、——日本は「軍隊」を保持出来ない、自衛隊は「軍隊」である、故に自衛隊は憲法違反の存在である——と主張するのであるが、およそ国家には「対内的武力」（警察隊）と「対外的武力」（軍隊）という二種類の「武力」（force）が具備されなければならない。——「アナーキスト」（無政府主義者）でない限り、何人もこれを否定出来ない。——国内の凶悪犯人からその国民の生命と財産を守り、また、凶

悪な外国の軍隊からその国民の生命と財産を守れない國家は国家の名に価しない。国民の「生命」と「自由」と「幸福追求」の権利を守るための手段として、国家は存在するのである。

「戦力」(War Potential)とは、「戦争を可能ならしめる目的で持つ能力」のことであつて、「戦力」と「対外的武力」(軍隊)とは同一ではない。また、この第一項の原形である「マッカーサー・ノート」の第一項には、「日本 の陸軍、海軍、空軍 (No Japanese Army, Navy, or Air Force) は決して許されないし、いかなる日本の武力に対しても (upon any Japanese force) 交戦権は決して与



えられない」と書いてある。」)のことは、マッカーサーといえども「交戦権を持たない日本の武力」(=「戦力ではない武力」)の存在を否定し得なかつたことを意味している。

「領域保全能力」もなく、「近代戦争遂行能力」もない「竹槍部隊」といえども、それが「交戦権」を持つ限りにおいては、それは「戦力」であり憲法違反の存在となる。「交戦権」を持たず、従つて「戦力」ではない日本の自衛隊は「自衛のための戦争」は出来ないが、「自衛のための武力行使および武力威嚇」は出来る。従つて、「自衛軍備を保持するため改憲が必要である」などといふ主張は成り立たない。また、国連憲章第五一条には、その国に対して「武力攻撃」が加えられた場合には、その国は自衛権を使用することが出来ると規定してある。そして、その場合に日本国民の生命と財産を守るべき自衛隊員が、現在のような一種の「職業」であり、「サラリーマン」であつてよいわけがない。何故なら、それでは隊員以外の者が「金錢」で隊員の「生命」を買うという反道徳的反倫理的なことになるからである。

八〇年代の改憲問題

著者は、(一)で自民党「非主流派」奥野法務大臣の「改憲発言」をとらえて、「國務大臣みずから主張とし

て、国会にさきがけて、またその属する政党の主張にさきがけて、改憲を推進し指導する発言をなすことには問題がある」（二五六頁）と述べている。

しかし、「翼讃議会」ではない。国会の一員としての奥野議員の発言を封殺しようとするところ、違憲なのである。また、同議員の属する政党の「政綱」には次のよう書いてある。「独立体制の整備、平和主義、民主主義及び基本的人権尊重の原則を堅持しつつ、現行憲法の自主的改正をはかり、また占領諸法制を再検討し、国情に沿つてこれが改廃を行う。世界の平和と国家の独立及び国民の自由を保護するため、集団安全保障体制の下、国力と国情に相応した自衛軍備を整え、駐留外国軍隊の撤退に備える。」

これは賢明な日米安全保障条約廃棄論なのである。「外国の軍隊」に守つてもらうのは合憲だが、「日本の軍隊」によって自らを守るのは違憲であるなどという「対米従属論」も、「産業平和」（國際平和）こそが至高なのだから「労働者」（日本）は「資本家」（ソ連）に対しても「無抵抗」（非武装）であるべきだとする日本社会党石橋書記長の「対ソ従属論」も、共に排斥されるべきである。——米軍基地の撤去がない限りは、「反核」も、「平和」も、実はあり得ない。

一九八三年末に、西独に米国の戦域核巡航ミサイル（射程距離二千五百キロ）が配置されると、それは発射五分後には「モスクワ」で炸裂する。そこで、ブレジネフ書記長はソ連の戦域核ミサイルSS-20（射程距離五千キロ）を、「西独から五千キロ以上離れたウラル山脈の東に全部移動させるから」という条件を出して、西独への巡航ミサイルの配備を阻止しようとしている。

しかし、同じ巡航ミサイルを日本列島に配置したところで、それは「モスクワ」はおろか、「シベリア」のSS-20戦域核ミサイル発射基地にさえも届かないこと、また仮にそれが届いたと仮定してみたところで、既に一九七三年にソ連との間で「核戦争防止協定」を締結し、現に戦略核兵器削減交渉を継続している米国が極東の日本を防衛するために——米国本土への核報復を覚悟の上で——ソ連本土（シベリア）を核攻撃してくれるという公算はほとんどないということ、更にはまた、一九四六年二月二六日の「極東委員会」の発足以前に既成事実を作つておくために、大急ぎで同年二月一三日、米国が日本に押しつけたのが現行憲法であり、そこには、「日本国民の自由に表明セル意思」などは全く介入し得なかつたといふこと、換言するならば、「ポツダム宣言」（第十二頁）がまだ完全に履行されていないということを考慮に入れ

るならば、改憲派は「保守」であり、護憲派は「革新」であるなどというようなナンセンスな図式は、とうてい通用しなくなってしまっているというのが、「八〇年代の改憲問題」の核心部分なのである。

「憲法擁護」・「安保堅持」の自民党「主流派」は確かに保守的であるが、「憲法擁護」・「安保破棄」を叫ぶ日本社会の「非武装中立論」も、実は保守的なのである。何故なら、彼らは、すでに完全に破綻してしまっている「再軍備反対」「軍事基地反対」「全面講和」などという矛盾に満ちた「平和二原則」なるものを今日なお保守しようとしているのだからである。

「再軍備」（個別的自衛措置）に反対なら、「軍事基地提供」（集団的自衛措置）に賛成しなければならず、それは「全面講和」とも、「中立堅持」とも矛盾する。日本にも、「自衛権」があることを承認する以上は、日本国民の生命・財産を守るために何らかの「自衛措置」（自衛のための手段）が肯定されねばならない。

日本共産党と長沼判決が提示しているような「外交交渉」・「警察力」・「群民蜂起」は自衛手段たり得ない。——何故ならば、①外交交渉が決裂して、「日本に対して武力攻撃が加えられた場合」にのみ自衛権の行使は合法的なものとなるのだからであり（国連憲章第五一条）、②

警察隊（対内的武力）の「ピストル」や「ライフル銃」で、外国の軍隊（対外的武力）の「ミサイル」や「爆弾」に対抗出来るはずがないからであり、③群民蜂起というのは「内乱」を意味し、「内乱を革命へ」というあの政治的謀略以外の何ものをも、それは提示していないのだからである。

（ほり けんじ・法学部教授）

特集・なぜ今、憲法改「正」・刑法改「正」なのか

監獄法改正を考える

—前野育三著『日本の監獄と人権』

大山 弘

すでに新聞・雑誌その他によつて周知のようすに、今年（一九八二年）四月二八日に、法務省及び警察庁は、監獄法改正のための刑事施設法案とこれに関連する留置施設法案を国会に提出した。（両法案は、ジュリスト一九八二年八月一・十五日号第七七二号に掲載されているので参照されたい。）

現行の監獄法は一九〇八年（明治四一年）三月二八日に公布され、同年一〇月一日に施行された法律であり、受刑者（有罪が確定し実刑判決を受けた者）や被勾留者（逃亡・証拠隠滅の防止のために身柄が拘束される被疑者・被告人）及び死刑確定者を収容する施設（法律上、

「監獄」とされているが、通常は「刑務所」ならびに「拘置所」という語でおきかえられている。）の運営や、そこに収容されている人々の待遇に関する法律である。しかしこの現行監獄法の理念と規定は、個人の尊厳や人権保障の拡充・処遇理論の発展深化・処遇方法の科学化を目指す現代的な内外の動向に、もはや合致しなくなつてしまつており、そのため近年特に「近代化・国際化・法律化」（法務省）をスローガンとして、監獄法の全面改正が問題とされてきたのである。

さて今回、国会に提出された刑事施設法案と留置施設法案は、その国会提出の手続上の問題もさることながら、

内容的にも重大な問題点を含んでいるといわれている。

個々の条文の不明確性やその解釈上の問題点を指摘する

ことは、ここではさしひかえたいが、一般的に言えば、

憲法の人権理念に一致しないような、被収容者の過度の
人権制限と施設内の規律秩序維持の観点が前面に出され
ていると言わざるを得ないようと思われる。そしてこの
両法案の最大の問題点として広く学者・弁護士等から批
判・反対されているのは、警察捜査段階における被疑者
の取調べ（主として自白追求）のために利用され、そし
て誤判（誤った裁判によつて、無実の人が有罪判決を受
けること）の温床となってきたといわれる、いわゆる代
用監獄（監獄一拘置所一の代用として被疑者・被告人を
収容する警察署の留置場。監獄法一条三項参照）の現状
肯定・恒久化が図られている点（法案では「留置施設」
であり、「代用」の語が消えている）である。この両法案
が国会で成立するかどうかは、現在の内外の政治情勢か
らみて微妙であり、今後、刑法改正の動向とともに予断
を許さないものと思われる。

このような状況の下で、「監獄」の実情を正しく把握し、
関連する諸問題に目を向け、憲法理念に基づく民主主義
国家にふさわしい監獄のあり方を考えてみる必要がある
う。このような観点からみて、本書はこれらを平易かつ

具体的に指摘・検討しており、有意義なものと思われる。
以下、本書の構成に従つて内容を簡単に紹介したい。

まず「まえがき」において、著者は「監獄における人
権は最も弱い人権であるといわれている。監獄が外部の
社会から一般国民によつて監視されることのない、密閉
された世界だからである。この最も弱い人権を国民すべ
ての力で守らなければ、国民の基本的人権は完全ではな
い」として、監獄の問題が一般国民にとって重要な意味
をもつてゐる点を指摘している。誰れにでも誤判や刑事
弾圧によつて監獄に収容される可能性があり、このこと
は何より歴史が教えるところである。

次に、序章「逮捕された人はどう取扱われているのか」
では、刑務所の日常生活と動作時限表が具体的に元受刑
者の手記をもじじえて紹介されている。また刑事司法に
おいて犯罪者がどのように取り扱われるのかが、成人と
少年に区別して、そのプロセスに沿つて図表にされてお
り、誰れにでも容易に理解できるようになつてゐる。そ
して監獄法の動向と国民生活との密接な関連性につき、
著者は、(1) 刑事施設の被収容者の生活水準と国民生活と
の関係、(2) 受刑者の社会復帰と国民生活の安全との関係、
(3) 刑事施設のあり方と治安政策との関係、を掲げてゐる。

「犯罪者には人権がなくて当然」という議論がある。しかし著者も力説しているように、基本的人権は全ての人間に保障されてこそ「基本的」と呼ばれる理由がある。たしかに、犯罪者は、その行なった犯罪にふさわしい刑罰を受ける。しかし刑罰として刑務所に収容された場合でも、人間たる地位まで否定されはならないのであり、犯罪者にも人権があるという原則を堅持することは、国民一般の人権保障にとつても重大なかかわりを持つといえるのである。

第一章「収容された人たちの生活」においては、刑事施設内での衣食住の実態、刑務作業とその報酬、及び現在実施されている様々な処遇方法とその問題点が、イラストや刑務官の体験とともに説明されている。ここでも著者は刑事施設内の人権保障の不十分さを、とりわけ、規律違反行為に対する一方的な懲罰の執行と被収容者の不服申し立て手続の制度上の不十分さを強調している。そしてこのような人権侵害の根源を、著者は刑事施設の閉鎖性にあるとし、その原因を被収容者の外部交通（外部社会との面会や通信）の制限と、刑事施設職員の生活の一般社会に対する閉鎖性の側面から分析している。さらに、分類処遇、とりわけ開放的処遇をめぐつて議論されている、いわゆるニュー・クリミニロギー

の考え方（ごく簡単にいえば、宣告刑と同じでも、開放施設と閉鎖施設とでは被収容者の苦痛に差があり、開放処遇制度は差別を拡大するものだとして、この制度を非難する立場である）に対して著者は批判的であり、むしろ「開放処遇等が一面では受刑者から無用の苦痛を除去するのに役立っている」のであり、結局、採るべき道は、「その運用が階級差別的にならないよう民主的統制を強めること」であると述べている。

第二章「矯正と社会復帰」においては、まず、主要な犯罪類型に対する自由刑・罰金刑の宣告数と執行数を、司法統計・矯正統計に基づいて示し、「年間二〇〇万人の犯罪者中、刑務所に収容されるのは三万人にすぎなくとも、この三万人は、国家の眼からみて、犯罪者の『中核部隊』なのである」と述べる。しかしそれは、国民からみた場合には必ずしも一致しない。つまりここに国民の犯罪觀と國家の犯罪觀との「ずれ」が生じる。著者はこの「刑法の階級性」を二つの類型に分けて説明している。他方、著者は、犯罪の原因の全てを社会的要因に還元し犯罪の「革命性」を評価するという考え方に対しても、市民の安全を害するとともに、社会進歩を妨げるものできわめて反国民的だとして、厳しく批判している。

また、社会復帰教育の担い手である行刑職員の職場環境

を、資料をもとにその問題を指摘し、結局、刑務官等の団結権・団体交渉権などの労働基本権の回復が、受刑者待遇の改善につながることになるとしている。

第三章「未決拘禁」では、拘置所と現在まさに問題となつてゐる、いわゆる代用監獄の問題が中心となつている。「何びとも有罪の確定判決を受けるまでは無罪の推定を受ける」という、「無罪推定の原則」は一九四八年の世界人権宣言一一条にもうたわれてゐる刑事手続上の大原則である。従つて未決拘禁は被勾留者の法的地位（無罪の推定をうける市民）に照して、これにふさわしいものでなければならず、その自由とプライバシーは可能な限り保護されねばならない。ここで著者は、「しかし現実は、わが国においては、未決被拘禁者も受刑者と大差のない扱いを受けてゐる。そればかりか、事柄によつては、受刑者以上に厳しい制約の下に生活しているのである」と述べ、我国の未決拘禁の現状を紹介し、特に外部交通に関して被勾留者の訴訟上の防禦権の保障が不十分であることを指摘している。続いて、八海事件を例に、また体験者の報告を引用しながら、「警察が被疑者の全生活条件を支配し身の安全に対する不安さえもともなう状態で取調べを行なうことになる」代用監獄の実態をきびしく批判し、「このような制度があつてよいのだろ

うか」とする。

第四章「刑事政策・治安政策の変遷と監獄」においては、「治安」概念の分析を通して刑事政策と治安政策及び監獄との関連性を論じている。すなわち、著者は、「治安」という語には、(1)市民生活の安全、(2)政治的秩序の維持、という二つの意味があると分析し、犯罪を予防し犯人を処罰することによる、つまり(1)の意味における「治安」を守ることが一般刑事政策であり、他方、(2)の意味での「治安」＝支配層が求める政治的秩序の維持を目指すものが治安政策（＝弾圧政策）であると位置づけた上で、元来、監獄は一般的刑事政策に供するものであるが、現実は、むしろ治安政策と密接な関連があることを指摘する。すなわち「監獄制度がどのような形をとるかは、支配体制維持のための刑事弾圧にかんする国家の方針＝治安政策と密接に結びついている。どのような遭遇をすれば犯人の社会復帰にとつて望ましいかという観点だけでは説明できない要因が監獄制度を動かしている」と述べている。そして右のことを、戦前の治安維持法下での監獄の実態を具体的に資料を示して論証し、また戦後における一連の監獄法改正作業をふりかえることによって裏づけている。

終章の第五章「よりよい行刑、よりよい未決拘禁へ」

においては、以上の論述を踏えた上で、監獄法改正に関して著者は次のような五項目の提言をしている。(1)行刑法と未決拘禁法の分離。受刑者と被勾留者とは、その本質を異にしており、それぞれにふさわしい待遇があり、当然法律も区別しなければならない。(今回、国会に提出された二法案もこの趣旨に従っている。)(2)人たるに値する行刑。特に刑務作業賃金制の導入による諸効果の重要性が指摘されている。(3)代用監獄の廃止。(4)外部社会に開かれた刑事施設。刑事施設の運営を改善し、被拘禁者の人権を守るために、一定の権限（予告なしの立入り調査権、被拘禁者の不服申し立ての受理・調査権、処遇勧告権など）をもつた、外部の第三者（法律関係の識者一般市民及び被収容経験者）を加えた委員会の設置が提案されている。(5)職員の団結権などの権利保障。具体的には、職員組織や職場の雰囲気の民主化、職員の勤務条件や生活条件の向上、職員の質の向上、の三点を掲げている。

以上、本書をやや詳しく内容にわたって紹介してみたのであるが、もう一度、著者の受刑者を収容する監獄のあり方についての基本的な考え方をまとめるべく、監獄とい

は憲法理念に基づき人間たるにふさわしい生活水準の下で人権を尊重しながら社会復帰をはかる場でなければならぬということになろう。このような視点からの監獄法の動向、および現状に対する問題点の指摘や批判は明快であり、著者の提案も具体的で説得性をもつてゐる。ただ、強いて言えば、刑事施設の被収容者のうち、決して無視できない死刑確定者の問題（「自由刑」受刑者とは本質的に異なるのであり、その意味で死刑確定者の処遇の内容については重要な問題が生ぜざるをえない）のである。（）に関するまとまつた論述がなされていない（もつとも、この問題は体系的には位置づけが困難なものではあるが）点に少々の不満が残るのである。

ともあれ、本書は、新書版という制約されたスペースの中での、監獄についての諸問題をわかりやすく取り扱つておらず、価値ある一書であると思われる。

（おおやま ひろし・大学院公法学専攻）

特集・なぜ今、憲法改「正」・刑法改「正」なのか

反動立法の指向性を見究めよう

——永野周志著『刑法と支配の構造』

森井暉

刑法への拒否反応

わが国の刑法学、とくに理論刑法学は、ドイツのそれを踏襲して、刑法学固有のいわば練金術的な緻密な理論体系とその発展史をもつてゐる。その意味では、社会科学の分野の中でも、きわめて特異な領域を形成つてゐるといつてよい。そのせいか、「学」としての刑法に無縁な人びとは——旺盛な知的探求心をもつ人びとでさえも

刑法改「政」の動き

——往々にして刑法にはある種の拒否反応を示すことが多いため。そして一般大衆もまた、正当にも、刑法に対しても強烈な拒否反応を示してきた。

前者の示す拒否反応は、刑法学があまりにも純粹理論

的な抽象化と規範解釈学的な形式主義によつて、現実への社会的・歴史的なアプローチを遮断ないし阻害する傾向をもつことにに対するものであろうし、大衆の示す拒否反応は、刑法の中に、国家の強権的・弾圧的な「牙」を見抜いていた——少なくともその臭いを嗅ぎとつていた——からにほかならない。

一般大衆の抱いていた危惧は、今や現実のものとなろうとしている。一九八二年四月、政府は「刑事施設法案」と「留置施設法案」を国会に提出し、自白強要と冤罪の温床として大方の批判に晒されてきた「代用監獄」の温

存・恒久化をはかるうとし、刑法の全面改正についても、年明けには改正案の最終の詰めに入り、来春の通常国会提出をめざそうとしている。この切迫した時期に、本書を「書評」としてとり上げる意味はどこにあるであろうか。

本書が世に出たのは一九七五年八月であった。すでに七年以上も前のことである。刑法の全面改正問題が大衆の目に広く映るようになったのは、その前年、一九七四年五月に法制審議会が「改正刑法草案」を答申した時点以降のことである。もちろん実際の作業は、戦後だけに限つても、一九五六六年頃から実質上始まっている。この年の一〇月、法務省内に同省特別顧問・小野清一郎を議長とする刑法改正準備会が設けられたことがその発端となつた。一九六〇年には右準備会が未定稿として「刑法改正準備草案」を発表し、これをたたき台とすることにして、一九六三年五月、当時の中垣法務大臣がなるべく三年以内という努力目標を示して「刑法に全面改正を加える必要があるか。あるとすればその要綱を示されたい」との法制審議会に対する諮問により、公式の刑法改「正」作業が始まつてゐる。以後法制審議会刑事法特別部会の三〇回の会議を経て、前述の「改正刑法草案」の作成をみたのである。

国民的合意を欠いた改正作業

公式の刑法改正作業とはいえ、右刑法改正準備会は、法務省内部の非公式な調査機関にすぎない。そこでは国民の意見を反映する制度的保障は全くないまま、法務省の一部官僚と小野清一郎東大名譽教授らの特定の刑法学者らによって非公開に議論が進められてきた。大衆的に刑法改正の方向性が議論されそれが了承されてきたものでは決してない。したがつて、刑法改正作業は、語の最も正確な意味での民主的な方法と回路が保障されず、政府の独断的・秘密的なやり方で行われてきたのであつて、刑法改正の基本的方向性についての路線論争は、一般大



衆との関係において意識的に回避されてきた。この間の事情を本書の著者永野は次の言葉で締めくくっている。「しかし、このことは戦後の刑法改『正』が、何らの基本的方向性をもたず、無定見に行なわれてきたものであることを決して意味するものではない。むしろそれは、太平洋戦争で中断された戦前の刑法改『正』作業をそのまま継承することを既定方針としていたのであって、その意味で刑法改『正』の路線論争を行なう必要性がなかつたばかりでなく、むしろ路線論争が展開されることにより戦後の刑法改『正』作業の本質が戦前のファシズム刑法を承継するものであり、従つてファシズム指向することが大衆的に暴露されることを回避する必要性があつたからに外ならない」と。

本書をとり上げた理由

永野は一九四八年生れ。学園紛争の嵐が吹き荒れはじめた七〇年に九州大学法学部を卒業している。その後弁護士として法律実務に携わるようになつた永野は、七年の「改正刑法草案」を目にして、抑え難い正義感から本書の執筆を思い立つたことが窺われる。行間に漲る若しき感情が十分にそのことを物語ついている。それだけに本書が若い読者——旺盛な知的探求心をもちながらこれまで刑法にある種の拒否反応を示してきた人たち——

に大きな共感を呼ぶであろう。それは静かな共感というよりは、むしろ行動的な共感とでもいうべきか。少くとも私にはそう思えるのである。

行動的な共感を目指した書物を「書評」することは難しい。むしろそこに抵抗をさえ覚える。それにわかわらず、あえて本書を「書評」にとり上げた理由は、刑法とその改『正』作業に対する永野の基本的視座が、刑法改『正』案の国会提出を目前にし、反動的な拘禁二法案が継続審議にされている現在の切迫的状況の下で、これらに対する大衆的な阻止運動を組織する際の新鮮なエネルギー注入に役立つと思われるからにほかならない。

旧刑法の制定

本書は三部構成をとつているが、その第一部が刑法制度の歴史的展開の軌跡をフォローする。ここでは、石井紫郎編「日本近代法講義」や法学セミナーに掲載された桜木澄和「刑法『改正』作業の思想的源流」などに依拠する部分も多いが、永野の視座に立つならば、次のように展開になる。

フランスの法学者ボアソナードの影響下に成立した一八八〇年（明治13）の「旧刑法」は、近代ブルジョア刑法の基礎原則である罪刑法定主義を理論的支柱とした典

型的な客觀主義刑法であり、國家權力より市民的自由を確保することに主眼を置いたブルジョア自由主義的な刑法だとするのが一般である。永野もこれを肯定する。しかし天皇制イデオロギーに支えられた明治国家にとって、それは「筋違ひな」刑法だったとみる。では何故そのような筋違ひな旧刑法が制定されたのであろうか。永野はこれに三つの理由を挙げる。

第一に、旧刑法の制定された前後の時期（一八七九—八一年）は自由民権運動の高揚期であったが、このような運動の展開と、その思想的基盤となっていた自由主義的思想の高揚とが、法典編纂作業の背景に存在していてそれに影響を与えるモメントとなっていたこと。

第二に、明治維新政府が、不平等条約改正のためには外国法の直訳も辞さないとする如き性急な態度をもつたことにより、明治国家体制の構造的矛盾が生みだす政治的・社会的諸問題を刑法によって暴力的に解決するという課題の十分な吟味を怠ったこと。

第三に、國家目的遂行の手段として刑法を組織化する指導原理としての刑法理論は、當時ヨーロッパにおいても体系的に理論化されていなかつたが、このような刑法理論の世界的規模における未発達が、旧刑法を明治国家が要求する方向に組織化するに至らしめなかつたこと。

したがつて、旧刑法は遅かれ早かれ明治国家の側から破産を宣告される運命にあったのである。

現行刑法の制定

現行刑法の制定（一九〇七年）は、永野によれば帝国主義段階の矛盾の爆発に対するための權力機構の再編成の一環として把えられている。永野は、これを一八八〇年代前半の群馬事件や加波山事件を頂点とする急進的農民運動の武装蜂起闘争にはじまり、日清・日露戦争を経て顯著な増加傾向をみせはじめる労働者・農民の階級闘争を経済史的にフォローすることを基軸としつつ、犯罪の増加傾向にも分析を加えて結論付けようとしている。経済史的な分析に關しては、専門家の目からすれば、資料の点や性急かつ断定的な結論にかなりの不満が残るかも知れない。しかし、永野によつて本来国家による民衆支配の暴力装置として規定されている「刑法制度の史的展開」という主題に限つてみると、彼の経済史的分析も十分説得的である。もう少し彼の特徴的な経済史的分析を聞こう。

「一九〇七年（明治40）に現行刑法が制定された時点において、日本資本主義は、早くも行き詰りをむかえ、破産寸前の日本経済は国内において労働争議や小作争議を激發させていた。つまり日本資本主義は、二〇世紀初

頭において、国内経済の破綻と無産者運動の激発とともにみられる資本主義崩壊の危機に頻していたのである。……日露戦争の勝利を契機に、強盗的に朝鮮や南満州を奪取したことはこの植民地で民族解放闘争を生み出し、それは日本資本主義に莫大な植民地維持費の出費を強要することになった。それは当然国内に重税としてはねかえらざるを得ないが、寄生地主制下の農民は高額な地租・地代で疲弊しており、労働者もまた寄生地主制のもつ賃金引き下げのメカニズムによって低賃金を強制されており、大衆は全く困窮していた。とすると植民地維持費＝軍備増強の負担は、ブルジョアジーに求められざるをえな



いが、日露戦争の膨大な戦費を英米からの外債に依存していた日本は資本の輸入国であつて破産寸前であり、ブルジョアジーにもその負担能力はなかつた。明治末期より大正の初めの段階は、日本資本主義は全くの行き詰りの状態であった。このような日本経済の行き詰りは労働者の賃金をひき下げ、このことが原因となり、労働争議や小作争議を激発させ、無産者運動は徐々に高揚しはじめていた。」

労働者・農民の大衆運動は、第一次世界大戦後、従来の自然発生的なものから、自覺的なものへ、経済主義的な要求から政治的要求のものへ、一時的なものから恒常的なものへと質的な飛躍をとげることになる。永野によれば、政府はこれに対応する治安弾圧体制として、(過激社会運動取締法→治安維持令→治安維持法)というプロセスを経て、全面的な刑法改「正」を企図せざるをえなくなつていつた。その思想的・イデオロギーの原点を一九一九年(大正8)の「教育建議」に求め、刑法改「正」の作業は国民統合のための天皇制イデオロギーの強化として把えられている。

主觀主義刑法理論と客觀主義刑法理論

第二部の構成は、主觀主義刑法理論とその階級的性格、客觀主義刑法理論の反革命的再編、ファシズム国家とフ

批判して次の如くいう。「仮案や草案がファシズム刑法であるか否かは第一に、排外主義的イデオロギーで体系化されたファシズム刑法理論の特徴点をそれらが有しているか否か、そして第二に、ファシズム党独裁と通常のブルジョア独裁の二種権力体制というファシズム国家の構造に対応してファシズム党独裁を保障する各種の制度が準備されているか否か、という二つのメルクマールによつて検討されなければならない」と。永野が、従来の左翼イデオローグたちについて、「前者の点しかみることができず、後者について何ら分析しなかつたことに彼らの方法論的な、しかも致命的な誤りがある」と述べるとき、永野の思想的・政治的立場が明確に示されることになろう。

現時点の刑法改「正」問題

紙幅の関係上内容の紹介は割愛せざるをえないが、第三部は「改正刑法草案の諸問題」として、総論的批判、改正刑法草案と現代の治安構造、保安処分をめぐる諸問題、改正刑法草案の基本的性格、の四章が当てられている。改正刑法草案は、ナチスの刑事立法の如き極端なファシズム立法ではない。しかし、ファシズム刑法の基本的特徴点を具備していることは疑いない。しかも拘禁二法案の国会提出にみられる如く、警察制度や司法制度など国家機構の再編成が急速に進行しつつある。現在を戦後民主主義制のクリティカル・ステージとしてとらえるのは、決して一部の尖鋭的活動家にかぎらない。今や国民大衆の声である。この声を組織することなしには、拘禁二法案や刑法改「正」案の国会通過を阻止することはできないであろう。本書が単なる「危機アドリ」のバイブルとしてではなく、現時点における刑法改「正」阻止運動にとって有益な糧となるように読まれることを期待して稿を閉じたい。

(もりい あきら・法学部教授)

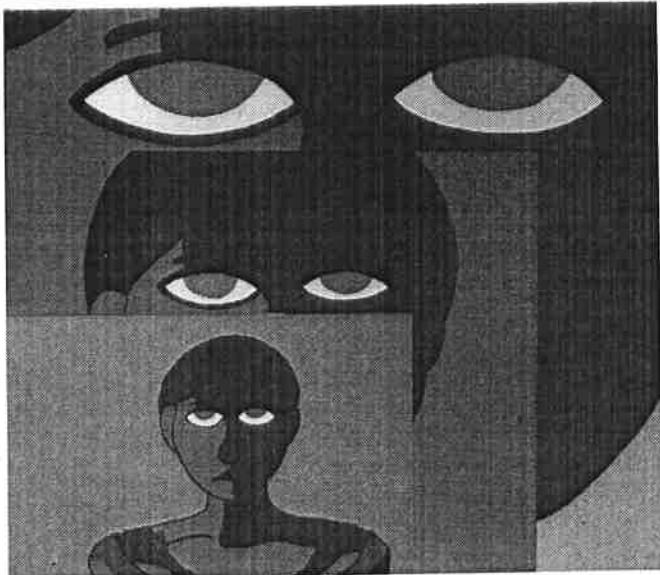
次号予告・新春特別増大号

11月連続講演会

「目・を・そ・ら・さ・な・い・で！」

の全講演録を一挙掲載

シンポジウム・テーマ	講師
刑法改「正」—保安処分・拘禁二法 をぶつぶせ	千代丸健二氏(関西人権110番主宰) 物江 克男氏(光愛病院統一労組) 森井 晃氏(関大法学院教授)
資本主義・多国籍企業・南北問題 を考える	宮崎 義一氏(京大教授) 原田金一郎氏(大経法大助教授)
科学技術とは何か—その虚像と実像	中山 茂氏(技術評論家)
若者・学生と呼ばれるあなたへ —今、何が問題なのか	保坂 展人氏(内申書裁判原告) 谷 まさる氏(ファッショントレーナー) 甲賀 仁氏(NHKカメラマン)
教科書・教育・大学を考える	杉村 昌昭氏(大阪女子大教員) 毎日新聞記者(教育取材班) 吉村 龍之氏(喜志小学校教諭) 玉田 勝郎氏(関大文学部教育学科助教授)



教科書問題とは何だったのか



今号から、小特集として「教育を考える」と題して、戦後の教育再編の歴史を種々な視点から明らかにしていきたいと考えています。

第一回目は、「教科書」という視点からこの問題を取り上げ、明らかにしていく過程で、一般には結着がついたかのように思われている「教科書問題」の本質をも探っていきます。このシリーズに関する御意見・御感想をどしどし編集部までお寄せ下さい。

〈教育を考えるシリーズ 1〉 教科書問題とは何だつたのか

教科書問題について

竹内良知

一昨年（一九八〇）自民党を中心に大がかりな「教科書偏向」キャンペーンが展開されてから、それに応じて「教科書」がおこなわれてきたが、今年（八一年）の夏、「書きかえ」がおこなわれた。中国政府と韓国政府とが、書きかえられた教科書のなかのそれぞれ自國にかかる記述について、日本政府にたいして強硬な抗議をおこない、その記述の訂正を求めるにおよんで、「教科書問題」は外交問題として大きくクローズ・アップされた。

今年六月、文部省は八一年度の「日本史」、「世界史」、

「政治経済」の教科書検定の終了を発表したが、この検定においては、天皇、明治憲法、朝鮮にたいする植民地支配、第二次大戦、自衛隊、公害等々の記述について、多くの改ざんがおこなわれた。たとえば、「日本史」の検定においては、多くの教科書原稿本では四〇〇及至五〇〇ヶ所、或る原稿本では六〇〇ヶ所におよぶ文部省の「修正、改善意見」が付けられ、全文削除、書きかえ、追加等が求められたといわれる。この検定による記述の改ざんにかんして、七月、中国政府は日本政府に正式抗議をおこない、日中戦争における日本の中国への「侵略を進出に改ざん」した記述を直ちに訂正することを要求した。

日本政府は中国政府にたいして「検定制度の説明」をおこなうことで対応しようとした。つづいて八月に入ると、韓国政府が日本の朝鮮支配時代の植民地政策をめぐる記述について正式に抗議し、記述の訂正を求めてきた。日本政府は「再改訂には応じない」方向で、中・韓両国に特使を派遣して「検定制度の説明」をおこなおうとしたが、それも失敗して、両国はあらためて改ざんされた記述の訂正をつよく求めた。外務省はそれらの記述の「再改訂」の要求に応じる必要性をつよく主張したが、文部省は検定制度を国民教育の「根幹」をなすものとして「再改訂」に頑強に反対した。政府は右往左往したが、そうした対立をはらんだまま、結局、八月末に「反発を招いた教科書の記述を政府の責任において是正する」という「政府見解」を発表せざるをえなかつた。その「見解」の内容は(一)、次期検定を一年繰り上げる、(二)、八三、四年度については、「文部広報」等をつうじて記述内容の修正を教育現場に通達する、(三)、今後の検定においては、「日中共同声明」、「日韓コミュニケ」の精神が教科書に反映するよう措置する、というものであつた。韓国政府はこの「政府見解」を受け容れたが、中国政府はそれを「侵略の認識を回避したもの」として批判した。日本政府は中国政府にたいして外交ルートをつうじて再説明し、ようやく

了承を得ることができた。そして、九月一八日、中国の趙紫陽首相は、折から中国を訪れていた安倍通産相に、「教科書問題は初步的には解決した」と表明し、九月末に訪中した鈴木首相との間で「問題の解決」を確認した。こうして、「教科書かきかえ」問題は、外交問題としては「政治決着」がついたのであつた。

一応の「政治決着」がついたあと、一部の週刊誌は、「侵略を進出に書きかえさせた」というのは新聞の「誤報」であったということを大々的に宣伝し、それを受けた或者いは、その意図をさまざまに忖度して暗に中国を非難した。たしかに今回の検定で、「侵略」を「進出」に書きかえさせた例はほとんどなかつたかもしれない。しかし、中国にたいする日本の侵略を「進出」に書きかえさせようとする文部省の努力はすでに一九六〇年代からおこなわれて、多くの教科書では、「侵攻」という言葉を使つて、文部省と妥協してきたのであつた。そのかぎり、文部省が「侵略」を「進出」に書きかえさせようとしてきたということは誤報ではない。それを誤報と言いたてる姿勢のなかには、文部省や自民党文教族の意図をかばい、かくそつとする底意が見られるが、そのような「誤報」宣伝に呼応して、中国の抗議の意味を逸らそうとするこ

とは、事態を正しく見ることを回避しようとするものである。中国は最近、ふたたび自力更生の方向をつよめつつある。日本政府にたいする中国の抗議の意図は、ふたたび軍国主義への動きが見られる日本への警告であろう。中ソ対立の深まりを背景に、アメリカと日本とに接近した中国は、日米安保条約を是認するような動きをさえ示していたが、その後のアメリカ政府の台湾政策などから、一方では中ソ関係修復の方向を模索しはじめている。中ソ関係の修復が今後ながい道程をたどるとしても、中国が最近、ソ連との国家関係の改善の方向をたどりはじめていることは否定できない事実であるように思われる。そのような方向をとらせるうえで、「教科書かきかえ」が、日本の右傾化を示すさまざまな事実とともに、何らかの役割をはたしているかもしれない。われわれは中国の政治的意図を忖度するよりも、「教科書かきかえ」についての中国の人びとのつよい怒りを思うべきであろう。

日本に侵略され、虐殺、暴行、掠奪を蒙った記憶は中国人の人びとのなかにまだ生きている。だから、「南京占領の際、日本軍は中国軍民多数を殺害、暴行、掠奪、放火を行ない、南京大虐殺として国際的非難を浴びた。中国人の犠牲者は二十万人にのぼるといわれ

る」という原稿本にたいして、「暴行、掠奪という言葉を何度も使わないように」と指示し、「犠牲者は二十万人にのぼる」という数字を削除し、この事件がおこったのは、「中国人の激しい抵抗で損害が多く出た日本軍が激昂したためである」とつけ加えさせ、過去の侵略戦争の犯罪性をできるだけ薄めたり、おおいかくしたりして、青少年に歴史の真実を教えまいとする文部省の態度は、中国の人びとにとっては、日本がふたたび侵略への道を準備していると思われるにちがいない。そう思われても、弁解のしようはないのである。

韓国の場合には、わが国の「教科書かきかえ」にまず怒りを発したのは、民衆であつた。韓国政府は民衆の怒りにつきあげられて、日本政府に抗議をおこない、記述の訂正を求めたのであった。日本の朝鮮にたいする植民地支配の苛酷な思い出はいまもなお韓国の民衆のなかにはつよく生きづけている。だから、植民地時代における朝鮮農民からの土地とりあげを「朝鮮における近代的土地改革であつた」と美化したり、二・一独立運動を「暴動」とみなしたり、六〇万人におよぶ朝鮮人を強制連行して非人間的な労働を強いた事実をおおいかくしたりする教科書検定にたいして、韓国人がつよい怒りをいだくのは当然である。韓國の人びとは、こうした「教科書か

アシズム刑法、改正刑法仮案のファシズム性、という以上四章から成っている。永野は、ここでも経済史的な分析を縦糸として、刑法理論の鳥瞰図を織り上げようとした。しかし第一部に比べて、永野の法律家としての知識・素養が色濃く見え隠れする。それだけに却つて第一部に共感した人たちに対しては、説得力を弱めていたかも知れない。主觀主義刑法、客觀主義刑法を通じて、その理論的分析も從来から左翼イデオローグたちによつて述べられてきた理論史の枠を大きくはみ出すものではない。主觀主義刑法理論は、永野によれば、「資本主義の構造的矛盾を国家の刑罰権力の強化によって『犯罪者』たる人民大衆に転化して資本主義の矛盾をび縫し、帝国主義を延命させんとするもの」であつたし、客觀主義とくに後期旧派の刑法理論は、「國家の観念哲学的認識から國家の幻想共同体性に依拠して、イデオロギー強化による国家的価値觀への統合を実現」しようとするものとして把えられる。両刑法理論は、帝国主義的な刑法理論であり、反革命的な刑法理論として共通性をもつことを強調する点に永野の主張の核心があるといえよう。

ファシズム刑法

主觀主義と客觀主義理論の接近は考えるほど容易ではない。それそれ現実性をもつた国家論を背景としている

だけに、国家論の克服なしには両者の止揚は遂げられないはずであった。にも拘らず、第二次大戦後の特徴として両理論の歩み寄りがみられる。その理由には、両者が自らの理論体系を純化し過ぎたことへの反動という側面があるが、より本質的には、最終的には破綻せざるをえない運命にありながら外形上は両者の「止揚」に成功したかにみえる刑法理論——ファシズム刑法理論——の登場があつた。かくして次に「ファシズム国家とファシズム刑法」がとり上げられることになる。

この第六章は、下条寿郎「ナチス経済と国家独占資本主義」をはじめ、多くの著書・論文の引用に脚注が付され、いわゆる学術論文の体をなしている。本書全体の流れからすれば、やや「変調」の章といわざるをえない。それだけに、一般読者からすれば敬遠される部分であろう。しかし、一九三三年の「国民と民族保護のための大統領緊急令」をはじめ、ナチス政権下につぎつぎと発布された一二の諸法令が条文ごと引用されており、手軽な資料として、最も利用度の高い部分でもある。

改正刑法改革案

第二部の最終章は、改正刑法仮案の分析に当たられてゐる。これをファシズム刑法として規定する見解は從来からも少くはなかつたが、永野はその「あいまい性」を



「かえ」のうちに、朝鮮民族にたいする抑圧について何ら反省の念をもたぬ日本人の抑圧的態度を見てとつたからである。その点は、朝鮮人民共和国においても、さらなかつたけれども、朝鮮人民共和国においても、さらに東南アジアの諸国においても、「教科書かきかえ」は広範な人びとの怒りと抗議をひきおこした。そして、国内での抗議を無視しつづけてきた日本政府も、こうしたアジア諸国民の抗議には周章狼狽するほかなかつた。しかし、それだけに日本国民自身の力で、政府に不当な検定をやめさせることができなかつたのは、何としても残念なことである。

二

一九四五年、第二次世界大戦にわが国が敗北したときわれわれは戦後の日本が戦争を否定し、平和国家として再生の道を求めることで合意した。平和を国是としてふたたび侵略の道をたどらないことを真に欲するならば、過去の侵略を侵略としてまともに見すえて、それをのりこえなければならぬし、そのことを次代の国民に率直に伝えなければならないはずである。そして、侵略の罪悪を根本的にのりこえたとき、われわれには侵略を侵略として、過去の悪を過去の悪として見すえることもでき

るし、その過去を次代を担う青少年に伝えることにも恐れを感じることはなくなるであろう。しかし、わが国の支配者たちはそのような道をとろうとはしなかつた。「教科書問題」が外交問題になつたとき、松野国土庁長官は閣議で、「自分の国を悪い国だと教える国はない」と言つたと伝えられる。侵略を侵略として教科書に記述することは、松野長官にとっては、自分の国を悪い国だと教えることと受けとられているのである。彼は侵略の事実をおおいにかくし、過去の悪を美化することが、自分の國のよさを青少年に教えることだと考えるのである。けれども、自國の悪を悪として認め、その悪をのりこえるところでのみ、人びとは自國の善さを真に自覚することができるのではないであろうか。松野長官の閣議での発言はおそらく支配階級の多くの人たちのホンネを正直に洩らしたものであろう。

事実、一九六〇年代から、文部省は教科書から「侵略」という事実を抹殺するために努力してきた。それは一九五三年の池田ロバートソン会談においていわれたように「教育と広報を通じて、日本国民に「愛国心と自衛のための自發的精神が育成される空気を助長する」ためであった。すなわち、それは日本国民が再軍備への道を「発的」にうけ入れる「空気を助長する」ことに「日本政

府が責任をもつ」ためであつた。そして、一九五五年には、自民党的前身である民主党によつて「憂べき教科書問題」キャンペーンが繰りひろげられ、それをてこにして、五六年内には地方教育行政法を制定して公選制の教育委員会を任命制に変え、教育長の任命にかんする文部大臣の事前承認制によつて教育行政の中央集権化の基礎をかため、五八年には學習指導要領に法的拘束性をもたせ、それを教科書検定の基準にして、以後、年々検定内容をきびしくして、教科書の統制をしてきたのであつた。さらに、六三年から教科書の無償配布を実施し、それと抱き合わせにして教科書の広域採択制と教科書出版会社の認可制を実現し、実質的に国定化したと同じ効果を教科書にもたらせる道を開いたのであつた。

今年の教科書検定は、文部省がほぼ十年かけておこなってきた検定の総仕上げであつた。この間に、「侵略」という言葉はほぼ教科書から一掃されてしまった。そして昨年度から、従来は許されていた記述の書きかえがきびしく要求されることになつた。昨年（八一年）度の社会教科書の検定においても、「愛国心の記述が少ない」とか、「権利ばかりで義務が書かれていない」とか、「自衛隊の違憲論について書くことを差控えよ」とか、「原子力発電所にたいする反対運動については触れるな」とかい



う趣旨のことが指示され、高校の「現代社会」では憲法の前文の削除さえ命じられたという。こうした検定の強化は社会科にかぎらず、国語教科書にも見られたことは、よく知られている。こうした検定が、八〇年からの「教科書偏向」キャンペーンに呼応しておこなわれたことは、くりかえし述べるまでもない。そして、そのキャンペーンに屈して、教科書協会は、検定が終つて昨年四月から使われていた中学校社会科の「公民的分野」の教科書の全面的書きかえを昨年四月末文部省に申し入れて、文部省はその申し入れをただちに受けいれた。(この点からいえば、今回の検定にたいして中国や韓国が「訂正」を要

求し、執筆者たちもまた「正誤訂正」を申し入れたのにたいして、文部省が検定規則を楯にそれを拒否しているのは、筋が通らない。それは文部省があくまで検定による思想統制を貫ぬこうとしていることを意味する。)

今年度の検定においては、国際的に問題になつた点のほかに、たとえば原稿本で「憲法を改正して戦争前の体制へ復帰しよう」という動きとあつた個所を、「戦後の改革を行きすぎとして憲法を改正しよう」とまつたくニュアンスの違つた文章に書きかえさせるとか、太平洋戦争末期の沖縄戦で「戦闘のじやまになるなどの理由で約八〇〇人の沖縄県民が日本軍の手で殺された」という個所が削除されるなど、憲法や第二次大戦にかんする記述のほかに、自衛隊、公害、国民の権利問題、天皇、元号、北方領土にかんする記述についても、従来に比して飛躍的に検定内容が強化され改悪された。

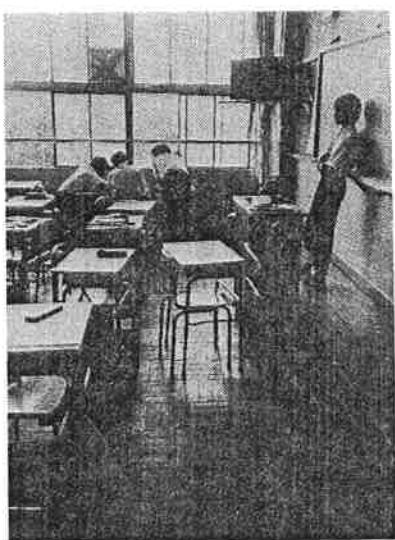
昨年度と今年度の教科書検定がいわば検定の総仕上げであつたのは、前回の衆参ダブル選挙で国会の圧倒的多数を占めた自民党が、憲法改悪や自衛隊の帝国主義軍隊としての強化をめざして、そのためのイデオロギーを青少年のなかにつよめる機会を今だとみたからであろう。自民党は教科書統制ばかりでなく、「戦後教育の全面的見直し」をめざして、文教部会でそのための広範な準備

をすすめている。

自民党的教科書政策は中・韓両国の抗議によつて躊躇いたかにみえる。しかし、「政治決着」は教科書にたいする統制をけつして改善の方向に向わせるものではないであろう。たとえ八五年度の検定で、教科書のなかで日本の過去の「侵略」を言葉のうえで認めるとしても、自民党政府のもとでの文部省が今回問題になつたような事柄についての記述において日本の民衆の立場に立つた記述を許すことはないであろう。そうだとすれば、「教科書問題」はけつして外交上の「政治決着」で終つたというような問題ではない。

三

教科書検定は、過去の侵略戦争や植民地支配の犯罪性をおおいからし、現存社会体制のもたらす非人間的状況やその体制を維持し強化するために憲法を改悪して新しい装いをした帝国主義への道を歩もうとする動きにたいする批判的意識を抹殺することをめざしている。そうでなかつたならば文部省は教科書に、事実をごまかしたり歴史を改竄したりすることを何故よく要求するのであろうか。このような教科書によつて軍国主義と帝国主義への道にまきこまれる最大の被害者は、そのような教科書を教えられる児童生徒である。つまり、われわれ自身の子弟である。



もちろん、児童や生徒たちは、けつしてたんなる受動的存在ではない。彼らもやがて自ら批判的能力をもつてあろうし、自分の生活のなかで、教えられたことをのりこえてゆくでもあろう。けれども、初等中学教育において教科書のもつ力がきわめて大きいことを、戦前の教育を受けたわれわれは身に沁みて知つてゐる。すぐれた知識人といわれた人びとのなかにさえ、日中事変や太平洋戦争の侵略的本質を見ぬけなかつた人がどれほどたくさんいたことであろう。

戦前の教育において、われわれは朝鮮や台湾についても、東南アジアについても、そこに住む人びとの生活と

文化とについては何ごとも教えられなかつた。そして、日本の「隆々たる発展」についてのみ教えられてきた。そのため、われわれはアジアの諸民族を日本人よりも劣るものとみなす態度を根ぶかく自分のなかにいだくことになつた。それは帝国主義者としての感じ方をわれわれが知らず知らず身につけていたことである。国内の問題については民主主義者としてふるまいながら、アジアの人びとにたいしては帝国主義者であるという分裂はいまでもわれわれを引き裂いている。そして、もつとも悪いことに、自分ではそのことを少しも自覚していないのである。

文部省が過去の侵略戦争や植民地支配の犯罪性をおおいからそうとしているのは、青少年に、侵略をうけたアジアの人びとの心を知らないままに、アジアを喰つて太ってきた日本の歩みを肯定的に受けとらせようとするからであろう。しかし、それは日本人のなかにふたたびアジアにたいする抑圧者としての心性をつくりだすことである。日本はアジアとの交わりなしには生きていくことができないが、そのような抑圧者としての心性をもつた日本人が真にアジアとの友好をきずくことができるであろうか。他民族にたいして抑圧者として臨む民族は自分のなかでも抑圧をうけなければならない。文部省が昨年

度の検定で、憲法の前文の記述さえ削除を求め、公害問題や市民運動についての記述についても極度に神経過敏になるのは、国内における支配体制の維持強化をめざすからである。検定によってつくりだされる教科書が示す価値観は、支配者の価値観ではあっても、けつして民衆の生活に根ざす価値観ではない。そのような教科書によつて教育されるとき、青少年たちは自分自身の生活に根ざした価値観と、教科書によつて注ぎこまれる価値観とのあいだの分裂にさらされ、自分のアイデンティティをきずくのに苦しまなければならなくなるであろう。

もちろん、人間は誰でも、いつでも、自分のアイデンティティをうちたてるためには、外から与えられた価値観と自分自身の生活経験とのあいだのギャップや矛盾をのりこえるために苦労しなければならないし、教科書で教えられた価値観をそのまま受けとつてそれにしたがうわけではない。それに教科書ばかりがわれわれに価値観を教えるのではなくて、われわれはさまざまな源泉からそれを受けとる。その点からいえば、教科書というものをそれほど重視する必要はないのかもしない。しかし、初等中等の教育で与えられる価値観がわれわれの人格の底に沈澱して、われわれを深く規定することは、われわれが自分の戦前に受けた教育を顧みればよくわかる。教

科書といふものの威力はけつして小さくはないのである。でなければ、政府も自民党も「教科書偏向」をあれほど騒ぎたてることはないであろう。文部省によつて「期待される人間像」は、現実には、自分で意識しないけれども抑圧的な、しかも権力には従順な人間にすぎない。それはけつして自立的でしかも他の人びと共同的に生きることのできる人格としての人間像ではない。抑圧者であり差別者でありながら、自分が抑圧的であり差別的であることを自覚しない人間ほど救いがたいものはない。文部省は意識してそのような人間像を形成しようとしているのではないかもしれない。けれども、事実をかくし、歴史を改竄する教科書をつくろうとするかぎり、そうならざるをえないであろう。

文部省の教科書検定にたいするアジアの人びとの憤激はそのことをわれわれに明らかにしてくれた。われわれは文部省にたいしてここ十数年来の検定のやり方をやめるよう求めゆかなければならぬ。教科書検定の問題は、政治的な問題であるとともに、何よりも文化にかかわる問題であり、われわれの精神の在り方にかかる問題だからである。

教科書検定の問題はわれわれ自身の問題である。われわれは文部省にたいして、不当な検定をやめることをつ

よく要求しなければならない。しかし、教科書の検定のこれまでの方針が改められたとしても、それで今日の公教育の問題が片づくわけでもない。こんにちの教育はひどく荒廃していることが、多くの人びとによって指摘されている。それは、学校が人間解放の機会であるよりも選別と差別のための機関としての意味をつよくもつてきたからである。そして、学校の本来の教育機能が選別機能に従属して、まったく進学のための準備機関になつたところに、今日の公教育の荒廃の根があることが指摘されている。そこには、「日本の教育をムチャクチャにしているのは受験体制だが、日本の教育を何とかもたせているのも受験体制だ」といわれる逆説的な状況が成り立つてゐる（田中欣和「選別教育と解放教育」雑誌『クライシス』一三号参照）。

ところで、学校が「選別と差別」のための機関になつたのは、「能力主義」が公教育を支配する原理になつたことにもとづいてゐる。そして、「能力主義」が公教育を支配する過程と教科書検定が強化される過程とは、深く結びついてゐる。「教科書問題」は「政治決着」で終つたというような問題ではない。それは日本社会全体が右傾化していく現代の風潮の一環であつて、そのような風潮の深まりを許容しているわれわれ自身の精神の在りよ



うにかかわっている問題である。そう考えれば、「教科書
かきかえ」にたいする中国や韓国をはじめアジアの諸國
民の抗議は日本政府に向けられたというよりも、むしろ
われわれ日本人一人ひとりの精神の在りように向かられ
たものとして受けとらなければならないであろう。

(たけうち よしとも・文学部教育学科教授)

—連載—

日本中國

ことばの来往 その12

ゆきき

芝 田 稔

「姓」と「名」のあれこれ

中国語の会話を習う場合、現在ではどのテキストも大体「你好！」＝「ニー、ハオ。こんにちは」から始まっている。だが私が習い始めた昭和十年頃、現地では最先に「貴姓」＝「グイシン」。姓はなんとおっしゃいますか」から始まり、そう問われると、必らず「チエンシン＝賤姓。私の姓」とか「ピーシン＝敝姓」とか「ミエン、グイシン」＝「免貴姓」（いずれも卑称）を先にいつてから、自分の姓をいうようにと、教えられたものである。

だから、何はともあれ自分の姓名を中国語音でいえる

ことと、中国人の姓名を正しく覚えることが、何よりも先決であった。

そこで今日は少し道草を許してもらい、姓名のあれこれ述べることにしたい。

中国には明、清の昔から「張二李四」＝「チャン・サン、リー・スー」ということばがある。これは「張さん」とか「李さん」という姓を名乗る人が圧倒的に多いことを表わしたことば。このことは今日でも変わっていないそうで、ある統計によると「張姓」を名乗る中国人は全国で一億人以上に達するという。してみれば、魯迅のいう「生命の路」が実証されているのであって、子孫繁栄のアカ

シだともいえる。もちろん地方によつて、この順序がちがうこともある。例えば福建省では「陳林半天下」ということばが示すように「陳さん」「林さん」が多いそうである。

ところで、中国には一体どれほど「姓」の数があるのだろうか。

『新華字典』では百三十一、「現代漢語詞典」では九百三十、「辞海」では千百一十五。さすがに『中国人名大辞典』では四千百二十九を收めている。未見であるが台湾出版の『中国姓氏集』には一字姓三千四百八十四、二字姓二千三十二、三字姓百四十の合計五千六百五十六を数えるという。

中国ではその昔、男の子が始めて文字を習う時『百家姓』『バイヂア・シン』から始めた。これは姓ばかりの漢字を用いて、四字一句、計五百六十の漢字を集めしたもので「趙錢孫李 周吳鄭王 ……」とつづく。『百家姓』では「趙」が第一番目にあるのには理由がある。

俞新福『百家姓雑談』(『隨筆』第十四集一九八一、三)によると『百家姓』は北宋時代に編せられたものであるから、宋王朝の趙姓を第一番においたのであり、以下につづく錢から王までの七姓もすべて宋王室縁者の姓であるという。因みに「李姓」は第四番目、「張姓」は第二十

四番目である。

さて、姓と名とは切つても切れぬ関係にあるが、日本と中国とでは、全く異つた慣習があつた。もつとも正史に名を連ねているような人物なら、いずれの場合もすべて「姓・名」がはつきりと調つてゐる。だが一般庶民の場合はそうではなかつた。

例えば京劇で文官を演じる若者が、舞台に出てくると「学名は何々」「官名は何々」とまず自己紹介をする。中國では男子が六才になつて漢字の手ほどきから学問をし始めると、その時にかけてもらうのが「学名」「シユエミン」、入学時の正式な名前であり、科挙試験に合格して官職についた時にかけてもらうのが「官名」「クワンミン、本名」である。だから学問をしたことのない農民や職人、商売人などの一般大衆には、姓こそあつたけれども、ここでいうような正式の名前はなかつたのである。この点、日本では逆に、庶民は名前をもつていたが、姓はなかつたのである。

では中国ではその昔、どういう呼び名をつけていたのであろうか。

中国には布衣から身を起し、やがて天下を平定して皇帝になつた英雄は多い。明の太祖はその一人。『明史』本紀第一の「太祖」の冒頭にはいう。

太祖……諱元璋、字国瑞、姓宋氏。

父世珍……生四子、太祖其季也。

これは歴とした正史の記録であるから、太祖一家がまだ庶民であった頃の彼の「呼び名」など出てくるはずがない。

呉晗『灯下集・宋元以来一般老百姓的称呼』(宋元以来一般庶民の呼び名)は興味深い論文であり、その辺の事情を解説して次のようにいう。

明太祖朱元璋ノ父ハ「五四」、二番目ノ兄ハ「重六」、三番目ノ兄ハ「重七」ト言イ、本人モ元ハ「重八」

ト言ッタ。(潘怪章『国史考異』参照)

一度しかない大切な記録だともいえるのである。

ここにいう数字の「五四」や「重八」(つまり八十八)は、父と母の年令を加えた数字を示している。四男坊の太祖の場合だと、太祖は彼の父母の年令を加えて「八を重ねた八十八」の年に誕生したことを表わし、それが太祖の呼び名であった。

この風習は清末民初には、まだまだ残っていたことは魯迅の『社戲』『宮芝居』に出てくる「六一公公(六一じいさん)」の名前からもうかがえる。

また魯迅の小説『風波』が述べているように、男の子が生れると、すぐ子供の目方を量り、その目方を子供の呼び名にする風習もあった。

『風波』に登場してくる「九斤老太(九斤じいさん)」とその息子の「七斤」さらに孫の「六斤」がそれで、この家では代々のあととりが、だんだん小さく軽くなっている。これは家運の衰退を意味するものだと嘆く本訥な「九斤じいさん」の心境が憐れである。それはともかく、現在でも陝西の田舎には、目方を呼び名にしている風習があるらしい。近着『劇本』(一九八一、九月号)の現代劇シナリオ『六斤県長』がそれであり、姓は牛、名は「六斤」。

右に述べた名付けの方法からみると、名前は単なる符

号のようにも思われるし、また逆に父母の生涯にとつて

は自分の意志決定を表わすために、改名する人もいたくらいである。例えば解放後、人民文学の代表的作家として有名であった趙樹理は、元「樹札」という名前であったが、マルクス主義に帰依してからは、封建制度下の「札」からマルクスの「理」への移行を決心し「樹理」に改名したのだそうである。また人民教育の開拓者として有名な陶行知も唯心主義から唯物主義への転向を表わすために「知行」を「行知」に改名したといわれる。

科挙試験の落穂拾い

姓名のこととに触れたついでに、自分の姓名のおかげで本人が知らない間に、情実によつて科挙の試験に合格していたという話。

明の頃、西安に夏器通（シア一、チートン）という一人の受験生がいた。この人は特別よくできた方でもないし、その筋の高級役人に手蔓があるわけでもなかつた。それなのに幸運にも鄉試（省級の科挙試験）に合格したのである。それは彼の姓名の為すわざであつた。

西安地区の学政（地方の教育行政長官）に任命された某氏が、任地へ出発するに際し、その上司である礼部尚書（祭典・学事・考試を司る大臣）のところへ挨拶に行つた時のこと。公式の言上を済ますと、例によつて：「何か承つておくことがありましようか」と伺いをたてた。

丁度その日、尚書は腹具合を悪くしており、腹が張つていて今にも出そうになつっていた。部下とはいえ公式の場では思い切つてするわけにもまいらない。体をにじらせてもじもじしているうちに、分らぬよう放屁した。この様子を見ていた学政は、何を思いちがいをしたのか、再度お伺いをたてたのである。

昌 chāng	韦 wéi	鲁 lǔ	王 wāng	周 zhōu	吴 wú	郑 zhèng	郑 zhēng	王 wāng	马 mǎ	袁 yuán	岑 cén	罗 luó	时 shí	元 yuán	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn				
任 rén	廉 lián	俞 yú	费 fèi	沈 shěn	韩 hán	施 shī	陶 táo	吕 lǚ	施 shī	袁 yuán	岑 cén	廉 lián	时 shí	元 yuán	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn				
廉 lián	殷 yīn	费 fèi	滕 téng	华 huá	严 yán	华 huá	窦 dòu	金 jīn	魏 wèi	水 shuǐ	章 zhāng	柏 bǎi	余 yú	余 yú	穆 mù	和 hé	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn				
殷 yīn	乐 yuè	伍 wǔ	彭 péng	尤 yóu	邹 zōu	喻 yù	葛 gě	柏 bǎi	水 shuǐ	范 fàn	郎 láng	彭 péng	余 yú	余 yú	穆 mù	和 hé	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn				
于 yú	乐 yuè	伍 wǔ	奚 xī	孔 kǒng	谢 xiè	苏 sū	潘 pān	潘 pān	范 fàn	郎 láng	尹 yǐn	尹 yǐn	时 shí	元 yuán	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn				
余 yú	乐 yuè	伍 wǔ	奚 xī	戚 qī	苏 sū	云 yún	葛 gě	葛 gě	郎 láng	尹 yǐn	尹 yǐn	时 shí	元 yuán	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn					
穆 mù	和 hé	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	时 shí	元 yuán	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn					
和 hé	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	时 shí	元 yuán	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē				
时 shí	元 yuán	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē			
元 yuán	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù		
柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ		
薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn		
毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	
傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù
卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ
尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn	柳 liǔ	薛 xuē	毕 bì	傅 fù	卜 bǔ	尹 yǐn

— 旧百家姓(503个) —

「夏器通罷了」シア、チートン、パーラ。夏器通ダ
ケサ」

学政は即座にこの受験生を上位合格と判定したのであつた。

中国での科挙の試験は、読書人の登龍門として権威のあるものであつた。だから学政や考官（試験官）に任命されると、いろいろな誘惑に悩まされることになる。しかも試験をめぐる不正に対しては厳罰を以て臨んだ。魯迅の祖父が試験官であった時、情実がアダで何年も投獄されたこと、そのために家運が傾いたこと、その中で少年魯迅が強い責任感と不屈の根性を身につけたこと等が思い出される。それほど厳しいものであつたのだ。

試験の責任者になると大へんである。清の姚文田といふ学政は試験場の入口に次のような注意書を大書して、受験生を戒めたという。

科挙舞弊皆有常刑 試験場ノ不正ハスベ處罰スル
告小人母攫法網 若者達ニ告グ法網ニ触レルナ
平生閑節不通一字 平生ノ情実ハ一切通用セズ
誠諸生勿聽浮言 受験生ニ戒シム、デマヲ聞クナ

科挙試験のあつた頃には、まだ写真という便利なものがあなかつた。だから試験場には「頂替」（テインティ）と

いう「かえ玉」が横行した。特に地方ではこれを防ぐことが試験官の重要な任務の一つでもあつた。

防止法の一つとして、受験生は試験場に入る前に、自分の顔形の特長を書いたものを提出しておかねばならなかつた。その頃の試験は、今日のように毎日試験場へ通うのではなく、一旦試験場に入ると、三日間カン詰である。その間に試験官が念を入れて首実験をするのである。

肥、瘦、丸顔、面長、傷跡、痣、頭髪の具合、薄いか濃いか、禿ているか否や、えくぼ、歯並び、ひげ（鬚、髭、鬚、鬚）の具合など。

ある受験生の提出書類には「微鬚」と書いてあつた。調べに来た試験官が、その男に口ひげが少しあるのを見て：「お前はかえ玉だナ。これには“ヒゲなし”と書いてあるではないか」。

「私は少しヒゲがあると書きました……」。

試験官は范仲淹の『岳陽樓記』を引用して「微鬚」とは「口ひげナシ」ではないか。と学のあるところを見せたのであるが、さすがは受験生、「孟子」にある「孔子ハ微服ニシテ宋ヲ過グ」という一句を引用し、もし「微」を試験官のように解釈するならば、孔子さまは服を着用せずに丸裸で宋國へ行つたのかとやり返したという。

北京で生活して（最終回）

鳥井克之

四、試験成績発表

受験生が入試申請した地元の大学入試取扱いの末端行政機関は統一的に規定された期間内に、受験生の各科の成績を本人に通知する。公表もしなければ、保管書類の点検も認めていない。このため、前に述べたように、入学後の再審査が大学自身によつて行なわれることになる。

五、合格決定

新入生の採用は知育、体育、德育の全面にわたる審査をした上で、優秀な受験生を選抜して採用するという原

則（採優録取）を真摯に貫徹して行なわれる。

その具体的な採用方法は、身元調査および身体検査に合格するという前提の下に、点数の高い者から順番に順列をつけ、受験生の申請した志望校の順位を参照し、関連科目の成績を考慮しながら、上述の原則に基づいて採用する。しかし、いわゆる「足切り点」制度というものがあり、受験生の国語、数学の点数が規定の点達に一科目でも達していないと、一ランク下げた点数のグループとして成績書に記入されることになつてゐる。

農林、水利、礦業、石油、地質関係の単科大学や高等専門学校を第一志望校とした受験生は、大学入試成績が

規定の点数に達しておれば、その成績書と一連の書類が志望校に優先的に送付され、合否が判定される。上記の大学が第一志望校でなかった場合には、成績順にそれぞれの志望校へ順々に下げる。上記の原則に基づいて合否が決定されることになっている。農林、水利、礦業、石油、地質を専攻する受験生を優待しているのは、都會を離れて地方の農山村で働くことを決意した若者であり、都市と農村の格差を消滅させようとする国の方針を第一線に立つて実践しようとする若者であるからである。

なお入試成績以外に、特に体育、德育の方面に於ける内申書に記載された事項も特別に考慮されて、合否判定の要素に組入れられている。たとえば、その年度の高級中学卒業の受験生が高級中学在学中に全国レベルあるいは一級行政単位レベルで「三好（学業、身体、道徳）三つの面で優れていること」学生あるいは「優秀なる学生幹部」として表彰されたもの、および高級中学在学中に一級行政単位レベルの体育競技大会において個人競技では上位五位以内、団体競技では上位三位以上の主力選手として表彰されたものは、その行政機関の教育局あるいは体育局によって作成された証明書を提出することになつてている。そうすれば、入試成績が最低合格ラインを越えておれば、成績を一ランク上げて上位志望校に成績書が送付される。特に「優秀なる学生幹部」は最低合格ラインより5点下回っていても、行政機関の認可があれば、例外的に合格を認めることがあるというのである。

前にも記したように入試における合格者決定は大学だけによつてなされるのではなく、各地方の行政機関も関与している。従つてその合格発表は次のような手続を経て行なわれることになる。すなわち、各大学、高等専門学校は各地方行政機関の統一的な指導の下で、国家計画に基づいて新入生合格採用がなされている。具体的には、新入生採用者名簿は地方の新入生募集委員会事務室に報告し承認を得た上で、各大学が合格採用通知書を作成、記入し、それを再び新入生募集委員会事務室に送付し、同事務室が責任をもつて合格者に発送することになつている。

六、芸術系および体育系大学

音楽、美術、戯劇、舞蹈、体育といった理論と実技修得を必要とする大学の入試は、他の一般の大学入試よりも進行なわれる。つまり願書受付は二週間乃至一週間早く行なわれ、それぞれ実技試験は他の大学の全国統一試験までに行なわれ、その後、他の大学と同じように知育方面の試験として、全国文科、理科系大学統一試験を

受けている。そして、その合格採用通知も一般の大学よりも一、二週間早く発表されることになっている。興味あることは美術系大学の場合、特に優れた才能があると認められた者は年令が低くても大学に入学することができる。筆者の知った範囲内の例では北京にある中央民族学院の民族音楽部舞踏学科には十二歳の少女が入学したことを見聞したことがある。

これに対して体育系大学では年令が高くても入学を認めている。すなわち一般の高級中学卒業の受験生は二十歳まで、すでに体育の教員やコーチをしているものは二十五歳まで、さらに優秀なスポーツ選手は二十八歳まで受験することができるようになっている。

それぞれの実技を中心とした本科試験成績が重視されるが、大学統一入試の筆記試験の成績があまりにも悪いと、たとえ実技試験の成績が抜群であっても、合格採用されない。

七、新入生入学後の待遇

勤務年数が満五年間以上ある国家・地方公務員であった新入生は在学期間中、公務員奨学金を受けることができる。その他の一般学生には人民奨学金制度を利用することができます。一般学生の奨学金は大体月額二、三十元で

食費プラス教科書代程度に充当される額に数元程上乗されている。参考書類とか雑誌・新聞は大学の図書館を大いに利用して閲覧している。基本参考図書は同一書が二、三十冊も揃えられている。原則は全寮制であるが、一部の大学の分校では自宅通学生も存在している。

八、入学後の再審査

新入生が入学した後、学校当局による厳格な再審査が行なわれることになっている。この再審査で新入生募集要項条件に合致しなかつたり、あるいは不正行為があつたことが発見された時には、入学資格が取消され、本人および一件書類が本人の地元の行政機関へ差戻しされる。そして、かかるべき処分が行なわれることになる。

すでに合格採用通知を受取った新入生は大学が決めた期日までに大学へ出頭し入学手続を行なうことになつておらず、期限を二週間も遅れて、なお出頭して入学手続を取りなかつた場合も入学資格が取消される。

以上が大学新入生募集要項である。

さて、七月初旬に大学入試を受験し、八月下旬までに合格採用通知を受取った新入生は、遅くとも九月一日までに現在の居住地より各大学内の寄宿舎に転居して、入

学手続を済ませなければならぬ。その後の一年間の学年暦について、北京大学一九七九—一九八〇年度を例にとつて簡単に紹介しよう。

一九七九年度の新学年は八月二八日から始まつた。そのため、新入生は八月二六日夜七時までに北京大学内寄宿舎に入り、同二七日までに各学部で入学手続を済ませることになつてゐた。八月下旬になると中国各地から新生の姿が現れ、校門や構内のあちこちに新入生歓迎のタレ幕が見られた。暦の上では前期授業（中国語では「上学期」または「第一学期」という）は八月二八日から翌八〇年二月三日で二十三週間ある。最初の二日ほどが我々のいう入学式を含むいろいろなガイダンスや全寮制であるために学業以外に生活全般にわたる指導が行なわれて、第一週目の中ばから本格的な授業が早速始まる。そして最後の一週間が前期試験の期間に当たられる。その間に休日となるのは、十月一日の国慶節による二日間と元旦一日間の計三日間である。秋の収穫期になると二、三日ほどの農作業がある。従つて前期授業は少なくとも最低二十週間あることになる。

後期（「第二学期」または「下学期」という）授業は翌八〇年二月二六日に始まり、同七月一九日に終る。つまり二十一週間授業がある。その間に休日となるのは五月

一日のメーデー一日だけである。冬播きの麦の刈入れの時期になると一週間ほど農作業に参加している。それこそ払暁前に大学を出発し、近郊の麦畑に行つて麦の刈入れを行ない、大学構内の舗装された道路や広場には脱穀前の麦を干していく、誠に壯觀である。そして学年末の試験が十日間程行なわれる。従つて後期の授業は少なくとも十八週間あることになる。

長い休暇は年2回、それも旧正月を中心とした冬休みが三週間、夏休みは七月下旬から八月末までの六週間、都合年間九週間と祝日五日間の休日しかないのである。それ以外の年間四十二週間は正規の授業に出席し、試験を受け、学内の課外活動に参加し、時には学外での農作業に出向いて行くのである。日本の大学生に比べると緊張した時間が長く続く。それも全寮制という全くと言つてよい程、プライバシーのない团体生活を送るのであるから、全く充実した大学生活を過すことになると言つて過言でない。

学生だけでなく教職員も同様な生活を送つてゐる。教職員も大学構内の住宅に居住してゐる。二時間もある昼休み時間になると、寮に住む学生は大きな弁当箱を持って食堂に行き昼食をとる。夫婦共働きの多い中国社会では、大学の教職員もその例外ではない。昼休みになると

すぐ大学構内にある売店に行き、昼食の副食材料や主食のマントウなどを買って家に帰る。時には顔見知りの先生が肉や魚や野菜をぶら下げて家路を急ぐ姿を見かけることがある。その姿を見て、私は中国の大学は日本の大學と大いに違うなという感を深くした。

日本の大学は一般に学問の場であり、研究の場であり、教育の場であり、生身の人間が生活する場という感じはほとんどない。つまり、日常生活と大学とはまったく切り離されたものになつてている。ところが中国の大学では大学が一つの町を形成していると言つてよい。日本で大学を一校新設すると言えば、建築物として、教室棟、研究室、事務棟、それにほんの申訳程度の学生寮を建設すれば、外見上は一應学校らしい様相を呈することになる。だが、中国ではそれだけではまつたく不十分である。学生が全員収容できる学生寮を建てなければならない。現在の日本のように、大学周辺に適当な下宿やマンション等がないからである。そして、その上に是非共、教員および事務員、技師、現業員など大学に勤務する職員、つまり教職員とその家族が住む家屋を建設しなければならないのである。こうなると、中国の大学は一つの町である。それに北京市では天安門から見ると西北郊外が文教地区になつており、北京市にある主だった大学はこの地

域に集まつており、さらに中国科学院、社会科学院の各研究所もこの一帯に設けられているので、正に文字通り学園都市というふさわしい町並みになつている。

つまり中国の大学は生身の人間である教員、職員、学生が、その大学構内で衣食住という日常生活を営む場であると同時に学問の場もあるのだという感を深くした。

最初にこの「北京で生活をして」を書き始めた時には大学生活以外の政治、経済、文化から庶民生活について書くつもりでいた。ところが帰国後2年足らずの間に、3回も訪中する機会を得たが、その間の中国の変容ぶりがあまりにも早くかつ大きいので、とまどいを感じた。私が生活していた二年間の様相とはあまりにもかけ離れた姿となつていて驚き、比較的変化の大きくないう大學について十回も連載する文章を書いてしまった。一先ず今回でこの連載を終えることにしたい。皆様方の御愛読に感謝いたします。

なお中国滞在中は多忙であったので、一九七八年十月と十一月に『関西大学通信』に現代中国の文化界と中国西南地方の少数民族の教育について報告しただけである。帰国後は、地元の『奈良新聞』に「中国で二年間暮らした子供達」を半年間三十二回に分けて連載し、中国の子供

達の生活を紹介した。昨年の泊添記念会において「当代の中国——生活体験と新聞報道」を講演した。その他に短かい報告を数紙で認めたので、興味のある方はお読み下さい。なお末尾の北京大学の統計表を御参考下さい。

◎北京大学諸統計（一九八〇年九月現在）



教授	一三五名	助教授	五一五名
講師	一四〇〇名	助手	五二八名
教員	一六一名	技術者	三四三名
図書館員	一九六名	現業員その他	一一八八六名
事務行政職員	七八九名		
学部学生	六、九八四名	大学院生	六五〇名

留学生	一九〇名	通信教育生	四九八名	
土地	一五〇ヘクタール	建築面積	四三万平方メートル	
図書館	総建築面積	二・四五万平方メートル	書庫面積	一・一万平方メートル
蔵書総数	三三〇万冊	閲覧室面積	五・八千平方メートル	
中国語書籍	一二二三万冊	外國語書籍	八八万冊	
新聞・雑誌	二〇万冊			

計算センター DJS-I 18型（六九一二）コンピュータ

運算速度 13—15万Op/sec

記憶量 65 KB（字長48B）

ソフトウエア 2チャネル管理プログラム、BD
一一〇〇プログラミング・ランゲージ、JOI—四五型デジタル・コン
トロール・ランゲージ、文字・図表
処理専用ソフト・ウエア

— 北京で生活して (最終回)

無線電子学部	技術物理学部	物理部	力学部	数学部	学部名	教授	A V 教室	映写室	資料室	体育施設	スタヂオ	一室
3	2	9	2	14			一六室	一室		体育館	二個所	
17	19	46	15	228		助教授				サッカーフィールド	サッカーフィールド	
76	96	149	45	66		講師				室外バスケットボールコート	一七面	
45	26	51	16	34		助手				室外バレーボールコート	一四面	
8	5	6	3	5		教員				四百メートルトラック	二個所	
328	276	613	198	494		学部生				30m × 50m プール	二個所	
24	13	47	10	55		院生				冬季室外アイススケート場	一面 (未名湖・一千名収容可能)	

体育チーム

八チーム (陸上競技・水泳・バスケットボール・バレーボール・サッカー・ピンポン・体操・武術)

體育	教養	マルクス主義	教研室名	教授	助教授	講師	助手	教員	哲學	經濟學	法律學	國際政治學	圖書館	西方言語文學部	東方言語文學部	羅シア語文學部	地理學	地質學	生物學	化學	地球物理學部			
1	2	0							4	5	17	0	1	5	7	6	10	2	2	4	2	11	12	3
7	5	11							12	26	18	9	10	17	21	21	34	8	7	23	14	36	53	20
21	17	31							42	46	50	9	31	43	37	29	49	11	26	31	65	103	144	79
7	18	12							6	34	33	5	11	10	13	17	6	0	21	7	25	30	56	20
10	6	0							3	12	7	9	8	11	2	2	15	2	0	4	0	6	6	6
									42	62	327	230	281	565	385	389	404	68	215	237	318	349	499	381
									2	7	51	10	17	43	20	26	40	2	13	31	35	47	64	25

原稿募集



書評65号・新入生歓迎特集号
“新入生に推薦する図書”募集

あなた自身の読書経験から新入生に図書を推薦して下さい。

☆締切・昭和五十八年二月末日
☆投稿された原稿はお返しいたしません。必要な場合は
コピーをお取り下さい。

☆送り先・お問い合わせ

〒565 吹田市千里山東三の一〇の一
関大生協組織部内『書評』編集委員会

												研究所(室)名	
												数	
												学	
南 ア ジ ア	外 国 哲 学	ア ジ ア・ア フ リ カ	漢 字 デ ー タ 処 理 (室)	リ モ ー ト セ ン サ ー (室)	コン ピ ュ ー タ 工 学	分 子 生 物 学	理 論 物 理 学	固 体 物 理 学	理 論 物 理 学	助 教 授	助 教 授	講 師	助 手
3	3	0	0	0	0	2	4	0	7	教授			
2	2	2	4	2	5	2	5	8	3	助教授			
15	6	17	8	9	30	16	8	26	9	講師			
7	1	6	8	0	22	4	0	11	0	助手			
0	2	3	1	0	1	0	0	0	0	教員			
0	0	0	0	0	0	6	1	9	0	其他			
0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	研究生			

物理化学、重イオン物理、マルクス・レーニン主義（以上は研究所）、無線電子学、ロシア・ソヴィエト文学、比較文学、高等教育（以上は研究室）についてのスタッフの統計は出でていない。これは研究所員が学部スタッフを兼担しているためである。つまり、この統計数字は研究所本体スタッフの数である。

(とりい かつゆき・文学部中文学科教授)

ボードレールと音楽

山村嘉己



リヒアルト・ワグナー

文芸批評と美術批評にあれだけの情熱を示したボードレールが、ふしげにも音楽批評はほとんど書いていない。といって、それほど音楽に興味がなかつたかというと、あの有名な『リヒアルト・ワグナーとタンホイザーのパリ公演』（一八六〇）が端的に示すように、かなり適確な鑑賞力を持っていたことは疑いをいれない。また、かれの周囲にはゴーチエ、ネルヴァル、シャンフルーリなど、の音楽好きの友人が多かつたこともあって、音楽に無関心でありえたはずはない。ここではその少いかれの音楽

に関する表現をいろいろ紹介することによって、かれの音楽観を考察してみよう。

先ずだれもが見逃すことのない『悪の華』の中の「音樂」がある。この詩ははじめは「ベートーベン」と題されていたという人々もあって、ベートーベンの音樂の特色をうたつたと考えることもできるが、実際にそれを裏付けるだけの資料もないのに、むしろ音樂一般について述べていると考えた方が妥当と思われる。

音樂はしばしばわたしをとらえる 海のように。

わたしの蒼ざめた星をめざし
霧の天井の下を はたまた広大なエーテルの中を
わたしは帆をあげる。

胸をつき出し 肺一ぱいに息を込めて、

帆布さながら。

わたしはたたみ重なる波の背を登る、

夜の闇のかくす波の背を。

わたしの身内に 苦しみ悩む船の情念が

すべてふるえ動く。

順風も 嵐とそのうごめきも みんな

底ひない瀬の上で
わたしをゆさぶる。またの時は 静かな平面
わたしの絶望の大きな鏡。

先ず音樂と海の相似性が説かれる。他のところで書いているようにボードレールにとつては、「海の眺めはかくも限りなく、かくも永遠に快い」ものあり、「測り知れなさと運動という觀念を同時に与える」(『赤裸の心』)が、音樂もまた「空間」の觀念を与える(『赤裸の心』)、(『天空を穿つ』)(『火箭』)ことによってわれわれに壮大な夢を与え、限りない自由の境地へと誘うのである。とくに(『広大なエーテル』)ということばは、つぎの有名な「飛翔」という詩を思い出させるが、

池を越え 谷を越え はるかに
山も 森も 雲も 海も下にして
太陽をとび越え エーテルも越え
星ちりばめた大空の限りを過ぎて

ぼくの精神よ お前は軽やかに動く
そして波間に陶然とする泳ぎの名手さながら
お前は嬉々として果てしない無限をかきわける

言葉につくせぬ雄々しい官能を感じながら、

.....

やはり有名な「人と海」はこの関係を徹底的に描出して見せていく。

これも背後に現世の『霧に煙る存在』にのしかかる『倦怠と大きな苦悩』があればこそで、それゆえに、たとえ『蒼ざめた』憂い星であっても、それを曰さし『わたし』は『肺一ぱいに息を込め』て旅立たねばならないというのである。音楽はその無限と運動の観念によつてこの自

由への飛翔のよき伴侶となるが、一方、その同じはてしない拡がりとつきせぬ動きゆえに大きな不安と絶望を人々の心に与えずにはいない。この詩にあっても、すでに二聯目においてその転調は始まっている。苦悩が前面に押し出され、むしろ、その苦悩を十分かみしめることで新しい生の魅力が生まれるとでも言いたそうである。事実、ボーデレールはペートーベンにふれて、かれは『人間の内なる空の黒雲のよう群がる、憂鬱と、不治の絶望の世界をゆさぶることからはじめた』(「テオドール・ド・バンヴィル」と言つてゐる。したがつて眞実は、海

も音樂もはてしない自由のイメージをわれわれに与えつても、その中に絶えせぬ絶望への思いを同時にかき立てるものだということになろう。そして、それこそはまたボーデレールの描く現代の人間像にほかならなかつた。

自由な人よ いつの日もお前は海を愛するだろう、
海はお前の鏡、お前はお前の魂を見る、

その波のはてしないくり返しの中に。

そしてお前の精神は劣らず苦い深い渦だ。

お前は嬉々としてお前の映し絵のただ中に身を投げる。

お前はその絵を抱きしめる、お前の眼で腕で。

そしてお前の心は内にうごめくざわめきを時として解き放つ、この海のとめきれぬ荒い嘆きの呻きの中に。

お前たちはともども影深く秘密をたたえる。

人よ、お前の苦い心の底をだれも探つたものはない。

おお海よ、お前の懐の豊かさはだれも知らない。

それほど秘密を守ろうとするのかお前たちは。

かくてここに測りがたい年月がすぎて

お前たちの戦いはつづく 容赦なく後悔もなく。

そんなにもお前たちは殺戮が好きか死が好きか。

おお永遠に戦う者よ あいの兄弟よ。

(ここから人間と海との関係をさらに追求することもできるが、ここではとりあえず問題の提示にとどめておく。)

2

ボーデレールの中で音楽は海とイメージを重ね合わせながら、結局人間の姿を根本的に提示するものとなつていることは分つたが、すでに述べたように、かれの作品の中に一詩はもとより、評論においても一音楽があまり大きく取り上げられることはなかつた。美術評論にかけた情熱の大きさを思うと、それはふしぎなほど対照的だが、その理由としては恐らくかれが聴覚型というよりはむしろ視覚型の資質を持っていたせいかも知れないし、また亡父の影響で絵画への関心が幼い頃からとくに強かつたという点も忘れるることはできない。さらにかれ自身も率直に認めているように音楽の素養がほとんどなかつたという事情も無視できない。

そのかれが一度だけ、音楽への関心を強く表明し、夢中といつてよいほどの情熱でそれを書き上げたことがある。それが一八六〇年四月の「リヒアルト・ワグナーと『タンホイザー』のパリ公演」であつた。このワグナーとの出会いがいかに衝撃的であったかは、かれがその時、ワグナーあてに認めた私信を見れば十分に理解できよう。



パリでのワグナー

……わたしはすぐさまあなたに打ちのめされました。わたしが感じたことは筆にはつくせません。あなたがお笑いにならなければ、ここに書き上げてみましょう。先ず第一に、わたしはこの音楽は知っているという気がしました。それからもう少し考えてみて、わたしはこの錯覚がどこから来るのが分りました。その音楽はわたしのものだと思われたのです。そしてわたしはその音楽を、だれもが好きになるべく運命づけられたものをそれと分るように分つたのでした。機智ある人以外のだれにとつてもこんな言葉は途方もなく滑稽でしょう。ましてやわたしのように音楽の分らぬ、しかもその方面の教育としてはウェーバーとベートーベンの美しい曲をいくらか聞いただけという（もちろん、大変喜んでではあります）人間が書いたとすれば。

次にわたしを主に感動させた性格は偉大さということがでした。それは大きなものを表わし、大きなものへと向うのです。わたしはあなたの作品の到る処に「自然」の大きな音や大きな姿のもつ莊厳さと人間の大きな情念の莊嚴さとを見出しました。すぐさま高みにひき上げられ、わたしはしばしばかなり奇妙な性質の感情を感じましたが、それは理解するという、わが身を滲透され、侵入されるままでいるという自負と快感。

真に官能的な悦楽で、空中に上るか海の上を流れる喜びに似たものなのです。……最後に……到る処に何か高められたもの、あるいは高めるもの、より高く上ろうと願う何ものか、何か過度で最高なものがあります。
.....



タンホイザーの場面

少し長文をいとわず引用したのも、ここにはすでに述べた音楽と海——そして人間に對するかれの感じ方を示す文章が多く含まれているからであつて、要するに、いかにかれがワグナーによって根源的に振り動かされているかが理解できよう。それは絵画におけるド・ラ・クロワへの

傾倒と好一対ということができる。

さてそのワグナー論であるが、ボーデレールは先ずワグナーがさらされたフランス人の無理解な批判を紹介している。

冒頭の小節から、わたしはほとんどすべての想像力豊かな人が、夢で、眠りの中で知つたことのあるあの幸福な印象の一つを受けたことを覚えている。わたしは引力の絆から解き放れたと感じた。そして高處を徘徊する異様な悦楽を思い出したのだ。……それからわたしはわれ知らず、絶対的なしかし無限の地平を拡散する大きな光をもつ孤独の中で大きな夢想にとらわれた人間の甘美な状態を思い描いた。それ自身以外いかなる裝飾も持たぬ無限の状態だ。やがてわたしはよりいつそう生々した明るさの感覚を味わつた。非常な速さでいや増して行く濃密な光の感覚といつてもよい。それはあまりに速いので辞書で求められるどんなニュアンスも、この常に再生する熱気と白熱の増加を表現することはできないと思われるほどだった。その時わたしは光り輝く境を動き廻る魂というものの、官能と認識とから成る、しかも自然界の上を、はるか遠く離れ

て飛翔する恍惚というものをはつきりと思い描くことができたのだ。

このようにワグナーの音楽がかれにもたらす感動はまとめられているが、これだけならばすでにウェーバーやベートーベンの中にかれを感じていたものと大差はない。ワグナーにはこの先達たちとは異った何かがあつた。ボーデレールは焦立ちながらこの新しい何かを探し求める。そしてそれは音楽と詩という異つた芸術の分野を、演劇という別箇の芸術の中に統合したその力わざの中にあると考えるに至る。そのことはワグナー自身がベルリオーズへの手紙に書いていたことでもあつた。

わたしは芸術が大衆に犯すべからざる尊敬を起させるためにはいかなる条件がなければならぬかを自問した。そしてこの問題の検討にあまり冒険を冒さないためにも、わたしの出発点を古代ギリシャに求めに行つた。わたしはそこで先ずすぐれて芸術的な作品、すなわち演劇に出会つた。その中では観念がいかに深奥なものであつても、もつとも明晰に、またもつとも普遍的に理解しうる仕方で表明されることができるのだ。

そしてワグナーはこのような検討を通じて、『もつとも完全でかつ唯一の真なる芸術作品の製作』はその目的に向つてあらゆる芸術が結合することによって可能であることを知り、たとえば『音楽と詩歌との間に存在する関聯』を考察すれば、詩歌がそれのみによつて表現しうるものより、音楽との『内密な合体』によつて表出しうるものの方がより明晰で深遠なものとなることを大胆に肯定する。したがつて『詩人のもつとも完全な作品とは、その後の達成において一つの完璧な音楽であるような作品であるべき』なので、ここからワグナーは神話や伝説が詩人の理想的題材となることを指摘し、自らの楽劇に



正当な根拠づけを与えようとするのだが、これらの世界ではたんに抽象的な理性のみが理解しうるものは問題にならず、『人生のもつ真正に人間的なもの、永遠に理解しうるもの』が大きく浮び上つてくるのである。

ボードレールにとつてはこの世界こそまさしく常に追い求めていたものであり、ワグナーの音楽はそれゆえにかれにとつてはまさに『最高の悦楽』であつたのだろうが、そうした深い感動とともに、その世界を創出するため動員されたワグナーの『批評的理知』がまたかれにとつてはたまらぬ魅力となつていたことを忘れてはならぬ。ワグナーはそのために理窟っぽいという非難を受け、「未来的音楽」などとからかわれたのだが、ボードレールにとつてはまさにそのことがワグナーの大きな独創性であつたのだ。詩は言語芸術としてあくまでも抽象的な理性の絆の下にしばられる。しかも一方では韻とか律動といふほど音楽的な要素によつて靈妙な心情の世界へ飛翔することが可能なのだ。したがつてこの二つの世界の限界を突破する力強く冷徹な力わざこそが詩人に望まれる名譽ある才能なのだ。ワグナーは音楽の方からこの力わざを示した。詩においてそれを示すのはボードレール自身であるべきだつた。

あらゆる大詩人は、自然的に、宿命的に、批評家となる。

という有名な言葉は以上のような考察を通じて導き出されたものである。

かくてボードレールにとつて音楽は（——そして詩は）人を夢の陶酔に誘う甘美なものに違ひはなかつたが、その夢はむしろ精神を（十全な明視）に導く不思議な状態で、その時、（精神はその眼がふつうの覚醒状態では認め得なかつた世界の諸現象の新しい連鎖を発見する）のであつた。そしてこれこそはかれが生涯求めてやまなかつたあの CORRESPONDANCE、すなわち「照應」の世界の申し分ない実現ではなかつたか。だからこそかれはワグナーの中に（わたしの音樂）を見出したのであつた。

（やまむら よしみ・文学部仏文學科教授）

一書評一

ヴァーデニア・ウルフ著



『夜と昼』

亀井規子訳
ヴァーデニア・ウルフ著作集I
古谷精一（経済学部三回生）

『夜と昼』は、処女作『船出』につぐ長編第二作目であり、ヴァーデニア・ウルフの代表作『灯台へ』の創作過程において無視することのできない作品である。

祖父に大詩人リチャード・アラーダイスを冠し、母とともに彼の伝記を書くのを手伝う名門の令嬢キヤサリン・ヒルベリーと、グレイトリー・クーパー法律事務所の書記であるレイフ・デナムが婚約に至るまでの心理的過程を克明に、かつ執拗に描写している。

両者の前述の仕事は「昼」すなわち現実の顔であり、「夜」すなわち個人の内的世界においては、共に豊饒な幻想を懷く者達である。キヤサリンは、ビルベリー一家に集う人々を実務的手腕をもつて遭遇するが、「夜」は数学や天文学を研究し数学的真理を尺度として人生を捉えよう試みている女性であるし、一方のレイフは、彼の姉をして「レイフが途方もない空想にかられて、彼の全生涯を不意に

犠牲にしてしまうのではないか」と目されている人物である。

しかし、彼らが直面する現実に対し

の多様な幻想のイメージは、まさにこの作品の重要なテーマの一つであり、ウルフ文学の主柱を構成するものである。現実に存在するものは、すべて視覚作用で把握され、それは感情に左右されて意識せられる。換言すれば、個々の感情によつて一個の実物は、無数の存在となり得るのであり、この極めて稀薄な現状認識のもと作中の人物は淫遊するのであるが、尚且わざかの接点を通じ心理的共有を求めるのである。レイフが、キヤサリンのもとへ向かう途中、彼の心に「強風」があおられてガラスに打ちあたり感覚を失つた迷い鳥たちの体が、燈台のまわりをふらついている」というイメージを

懐くそれである。

ウルフにとって人生とは、瞬間的、刹那的なものであるという認識——あたか

も火打ち石から飛び散る光のようなもの——を前提とし、個人の意識も時の経過に従つて刻々と変貌し、「真理」さえも時の流れの前には絶対的なものではないという観念を呈示している。ジョイスの『ユリシーズ』で極められた「意識の流れ」の小説技法は、この作品中において未だ未熟ながらも随所に散見せられる。そして、レイフと娘キヤサリンを結びつける役を担つたヒルベリー夫人はいう。「わたしたちは、自分の幻想を信頼しなければいけないのよ」と。この言葉こそ、著者自身の人生に対する言葉として受け止めていいのではないだろうか。

英米文学研究家の高橋勝治氏は、「アメリカ文学にたとえれば——わたしはいまアメリカ文学に興味の中心を移しているから——ジョイスはフォーケナーで、ウルフはヘミングウェイである。前者はすべてのものをこたごたと取りいれるゴタ煮の味であり、後者は不必要なものを取り去つたシンプルな日本料理である」と記されているように、ウルフ文学は、独自の知的構成美を有している。

ウルフ生誕一〇〇周年にあたる今日でさえ、その尽きぬ魅力は、紺碧の空に輝いている。

お 知 ら せ

◎ 投 稿 募 集

最近読んだ本の書評・内容紹介・批判等の作業を通じて、自己の主張を述べたもの、現状分析、研究成果の発表・論文・エッセイ等の様々なものでも結構です。詳細については、生協本部3F「書評」編集委員会までお問い合わせ下さい。

投稿規定は以下の通りです。

- ▼原稿は原則として縦書きで、一行二五字、二三行（五五〇字）一枚と計算します。
- ▼枚数は自由。
- ▼締め切りは各号でお知らせします。
- ▼原稿には住所、氏名、学籍番号、電話番号を明記して下さい。
- ▼原稿は一切返却しません。必要な場合はコピーをとつておいて下さい。採用文には、こちらから連絡します。

▼送り先

〒565 吹田市千里山東二一一〇一

関西大学生活協同組合「書評」編集委員会
〒(0)六三八八一一二二一 内線四八二二一

◎ 合 評 会 に 関 す る お 知 ら せ

「書評」編集委員会では、ともすれば一方的になりがちな「書評」を、読書の意見・感想をとりあげた「読者の参加する書評」更には、生協の教育・文化活動を「書評」誌発行だけにとどまることなく、読者の方々と共に講演会・映画会等も行なつていこうと考えています。

以下の日程で合評会を開催しますので奮って御参加下さい。

- ▼テーマ 主として、特集「なぜ今、憲法改正・刑法改正」などについて
- ▼日 時 詳しいことは、生協本館3F「書評」編集委員会までお尋ね下さい。



編集後記

「書評」六二号をお届けします。
今回、私初めて「書評」の編集をしてみて考えた事を述べたいと思います。

まず第一に、現在の「書評」の内容のレベルについてですが、これは執筆された先生方も指摘されていたことです。ですが、学生には少し難しいのではないか。私も、「書評」は学生を対象として発行しているのだから、この事については検討すべきであろうと思っています。

次に、これは前述した事にも関係があると思うのですが、学生からの投稿がほとんどないということです。これは編集部の方からの宣伝がいき届いてないという事もあるだろうと思います。

第三に、「書評」の編集委員があまりにも少ないとう点です。これにより様々な作業が十分にできません。これは皆さんの積極的参加をお願いするしかありません。これらの問題について編集部でも考えていきたいと思いますが読者の方々の意見も聞かせて欲しいので積極的に編集部に来るなり投稿してもらいたいと思います。「書評」が学内でのマスメディアとして様々な問題提起をし、共に考えていく場となればと思っています。

1982年12月号 通巻63号

編集・発行 関西大学生活協同組合 組織部「書評」編集委員会
連絡先 吹田市千里山東3-10-1 (☎ 388-1121(内線 4821) or 384-9874)
価格 250 円